



男女共同参画
せんだいプラン
2011

平成23年度～平成27年度

平成23年9月
仙台市

はじめに

少子高齢化の進行や経済のグローバル化の進展，ライフスタイルの多様化など，社会経済情勢の大きな変化の中で，地域活動の担い手不足，長引く景気の低迷や格差の拡大などの諸課題が深刻化しています。将来にわたり持続可能で活力ある社会を構築していくためには，多様な価値観や生き方が尊重され，誰もが能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

仙台市では，これまで，平成15年4月に制定された仙台市男女共同参画推進条例に基づき「男女共同参画せんだいプラン2004」（平成16年）及び「男女共同参画せんだいプラン〔2009－2010〕」（平成21年）を策定し，市民の皆様とともに男女共同参画の推進に取り組んでまいりました。

このたび，「男女共同参画せんだいプラン〔2009－2010〕」の計画期間が終了するにあたり，仙台市男女共同参画推進審議会からの答申を踏まえて，「男女共同参画せんだいプラン2011」（平成23年度～平成27年度）を策定いたしました。

東日本大震災においてはさまざまな課題が顕在化しましたが，男女共同参画の観点からも，残念ながら，女性が声を上げにくい，意見が反映されにくい，といった状況がまだまだ多くの場面で見られております。このことは，平素からさまざまな場面で男女共同参画の視点を取り入れていくことの重要性を改めて感じる契機となりました。

この計画においては，未曾有の震災の教訓を踏まえ，特に政策形成及び意思決定の場への女性の参画や共に支え合う地域づくり，男女の仕事と生活の調和，DVの防止と被害者支援を重点的な取り組み分野とし，男女共同参画のより一層の推進を図ることとしております。

今後とも，男女共同参画社会の実現を目指して，市民・地域団体・NPO・企業などさまざまな主体との連携・協働のもと，この計画を着実に推進してまいります。

最後になりましたが，この計画の策定にあたり，熱心にご議論いただきました仙台市男女共同参画推進審議会の委員の皆様をはじめ，貴重なご意見をお寄せいただきました多くの皆様に，心から感謝申し上げます。

平成23年9月

仙台市長 奥山 恵美子

目次

第1章 計画の基本的な考え方 …………… 1

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的と理念
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の基本目標と優先的・重点的に取り組むべき課題
- 6 計画の推進
- 7 計画の評価
- 8 施策の体系

第2章 男女共同参画の推進のための施策 …………… 9

- 基本目標 1 政策・意思決定過程への女性の参画
- 基本目標 2 男女共同参画への理解の促進
- 基本目標 3 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 基本目標 4 あらゆる分野への男女の参画機会の確保
- 基本目標 5 女性に対する暴力の根絶
- 基本目標 6 震災復興と地域づくりにおける男女共同参画

第3章 今後5年間における優先的・重点的な取り組みについて… 39

第4章 計画の推進 …………… 47

- 1 計画の推進体制
- 2 計画を効果的に推進するための取り組み

用語解説（本文中に＊印のある用語）…………… 51

参考資料…………… 55

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

平成11年(1999年)に公布施行した「男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)(*)」においては、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしています。

国においては、基本法に基づき、平成11年(1999年)に第1次の男女共同参画基本計画、平成17年(2005年)には第2次の男女共同参画基本計画を策定し、総合的かつ計画的な取り組みを進めるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)(*)」(2001年公布)や「次世代育成支援対策推進法(*)」(2003年公布)など、さまざまな法制度の整備拡充を行ってきました。

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大など、近年の社会情勢の変化やグローバル化の進展などに伴う課題を解決するためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとして、国は、平成22年(2010年)12月に、「第3次男女共同参画基本計画(以下「第3次計画」という。)」を策定しました。

第3次計画は、経済社会情勢の変化等に対応して、「男性・子どもにとっての男女共同参画」「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」「地域・防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」など5つの重点分野を新設するとともに、実効性のあるアクション・プランとするためそれぞれの重点分野に多くの成果目標を設定した内容となっています。

一方、仙台市においては、平成15年(2003年)、現在の男女共同参画行政の基本となる「仙台市男女共同参画推進条例(以下「条例」という。)(*)」を公布・施行しました。平成16年(2004年)に条例に基づく第1次計画として「男女共同参画せんだいプラン2004」を策定、平成21年(2009年)には第2次計画として「男女共同参画せんだいプラン〔2009-2010〕」を策定し、前計画の課題を引き継ぎながら、男女共同参画施策の推進に取り組んできたところです。

平成23年度以降の新たな計画の策定にあたっては、平成22年(2010年)5月に、「男女共同参画推進のための計画のあり方について」について仙台市男女共同参画推進審議会に諮問し、平成23年(2011年)3月に答申を受けました。この「男女共同参画せんだいプラン2011」は、これまでの計画に基づいて進めてきた諸施策の成果を踏まえつつ、社会・経済情勢の大きな変革の中で、男女共同参画社会に関する課題も大きく変わってきていることから、今日の時代に求められる新たな課題等への適切な対応を図ることにより、男女共同参画を一層推進するため、答申の趣旨を踏まえて策定したものです。

仙台市では男女共同参画の推進にあたって、子育て支援やDV防止対策など多様な分野で活動する市民活動団体などと連携しながら課題を掘り下げ、解決に向けて取り組んできました。

仙台市男女共同参画推進審議会が実施したヒアリングなどにおいても、さまざまな視点から、男女共に取り組むべき課題について市民意見が寄せられたところです。第3次計画において示されているように、大きな社会の変革期において男女共同参画を取り巻く課題も様相を変えており、仙台市においても、本計画に基づき、市民・地域団体・NPO(*5)・企業など地域を構成するさまざまな主体と連携しながら、社会状況の変化に即応した的確かつ効果的な施策を推進していきます。

2 計画の目的と理念

本計画は、「仙台市男女共同参画推進条例」に基づき、「男女平等のまち・仙台」の実現に向けて取り組むべき課題を明らかにし、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。また、条例における基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

〈仙台市男女共同参画推進条例における基本理念〉

※仙台市男女共同参画推進条例第3条から要約

- ①男女の人権の尊重
- ②制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

第 1 章 計画の基本的な考え方

3 計画の位置づけ

本計画は、「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とします。

また、21 世紀半ばを展望した都市の姿を示し、その実現に向けたまちづくりを進める指針となる「仙台市基本構想」及び基本構想に基づく長期計画であり、市政全般にわたる施策を体系的に定め、計画的に推進していくことを目的とする「仙台市基本計画」を上位計画とし、仙台市の分野別の諸計画と整合性が図られた計画とします。

また、「女性に対する暴力の根絶」の項目は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に定める市町村基本計画を包含するものとし、その部分については、「仙台市DV防止基本計画」として位置づけます。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や国の動向、計画の進捗状況などに応じて、必要な見直しを行います。

5 計画の基本目標と優先的・重点的に取り組むべき課題

これまでの「男女共同参画せんだいプラン 2004」及び「男女共同参画せんだいプラン [2009-2010]」においては、計画期間内に取り組むべき主な課題を 6 つの重点課題とし、それぞれの課題ごとに施策の概要を明らかにしてきました。これらの重点課題については、「課題」というだけでなく、「分野」や「領域」という意味合いもあり、男女共同参画を進めるうえで中長期的に継続して取り組んでいくべき基本的な「柱」や「めざすべきもの」となっています。このことから、本計画では、第 3 次計画や市の基本構想・基本計画との整合性を図りながら、施策を総合的かつ計画的に推進するために中長期的に取り組むべき柱として「基本目標」を定め、これまでの取り組みを発展させながら、男女共同参画社会の実現に向けて、一層の取り組みを進めていきます。また、本計画期間の中で特に優先的・重点的に進めていく課題を明確にし、「重点課題」として掲げました。

6 計画の推進

計画の推進にあたっては、第3次計画に示された視点や新たに課題とされた分野等も念頭に、重点的な取り組みを進める必要があります。そのためには、変化する社会環境に対応したより実効性のある計画をめざし、できるだけ具体的な数値目標や指標を設定して取り組むことが必要です。特に優先的・重点的に取り組むべき分野に関しては、重点課題と達成目標を明確にし、着実に施策を推進していきます。

また、着実な推進には、官民をあげた総合的な取り組みが必要なことから、市の推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」をより有効に機能させ、部局間の連携を図るとともに、拠点施設である仙台市男女共同参画推進センター（*6）や（財）せんだい男女共同参画財団（*7）、市民や企業と連携して、事業を展開していきます。

7 計画の評価

評価にあたっては、行政による内部評価に加え、外部評価の手法も導入し、事業の成果等について、できるだけ客観的に判断していきます。数値目標・指標の状況や市民ニーズ等に関する調査の結果を踏まえながら、施策の推進状況を評価・点検し、その結果を公表するとともに、毎年度の評価の結果を次年度の施策に反映させながら、着実な推進を図ります。

第1章 計画の基本的な考え方

8 施策の体系

基本目標1 政策・意思決定過程への女性の参画

施策の方向

- ① 仙台市の審議会等における女性委員登用の促進
 - 女性委員不在の審議会等の解消及び登用率35%以上の達成
- ② 仙台市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画の促進
 - 市職員の性別にとらわれない能力開発や能力・適正を重視した登用の推進
 - 市の関係団体などに対する女性の登用や性別にとらわれない能力開発等の働きかけ
- ③ 企業における経営方針立案や決定の場における男女共同参画の促進
 - 企業に対する性別にとらわれない能力開発や能力・適正を重視した登用の働きかけ
- ④ 地域団体やNPO等における方針の立案や決定の場への男女共同参画の促進
 - 地域団体やNPOなどに対する意思決定過程への女性の意見反映の働きかけ

基本目標2 男女共同参画への理解の促進

施策の方向

- ① あらゆる場における教育・学習の推進や広報・啓発の充実
 - 発達段階に応じた人権教育の充実及び男女平等教育の推進
 - 地域における様々な学習機会の提供
- ② 男性や若者世代を対象とした多様な学習機会の拡充
 - 男性を対象とした学習機会の拡充
 - 若者を対象とした学習機会の拡充
- ③ 子どもに関わる職種の人たちに対する意識啓発と研修の充実
 - 子どもに関わるさまざまな職種の人たちへの意識啓発と研修の充実
- ④ 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実
 - 発達段階に応じた性に関する指導の取り組みの推進
 - 思春期相談事業等の充実
- ⑤ 若者の健全な職業観を育成する教育の推進
 - 社会人としてより充実した生き方を目指すための取り組みの推進
 - 若年者を対象とした企業内体験研修等の実施
- ⑥ メディアにおける男女共同参画への理解の促進
 - メディアからの情報を理解・活用する能力の向上に向けた取り組み等の実施
- ⑦ 女性の生涯にわたる心身の健康支援
 - 女性のライフステージに応じた健康づくりの支援
 - 妊娠・出産に関わる健康支援
- ⑧ 男女共同参画の視点からの相談
 - 男女共同参画の視点からの相談事業の充実
- ⑨ 男女共同参画に関する情報収集・提供や調査研究の推進
 - 男女共同参画の統計や情報の収集・提供及び調査研究の推進

基本目標3 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

施策の方向

- ① 男性の家事・育児・介護等への参加促進
 - 効果的な啓発の推進及び男性が参加しやすい各種講座等の実施
- ② 多様なニーズに対応した保育や子育て支援サービスの展開
 - 保育所入所待機児童の解消に向けた取り組みの推進
 - 多様な保育サービス等の拡充の取り組み
 - 放課後などの子どもの居場所の確保・充実にに向けた取り組みの推進
- ③ 多様なニーズに対応した介護サービスの充実
 - 各区の保健福祉センターや相談専門機関における介護者のための相談事業の充実
 - 介護を必要とする方とその家族を対象とした家族支援サービス等の充実
 - 「仙台市高齢者保健福祉計画」等に基づく関係施策の推進
- ④ 企業における「仕事と生活の調和」に向けた取り組みの啓発・促進
 - 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の効果的な周知・広報
 - 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ろうとする事業者の取り組み支援
 - 男性職員がより子育てをしやすい体制や職場環境の整備の取り組み
- ⑤ 働く男女の健康管理対策の推進
 - 働く男女のための健康管理対策に向けた取り組みの推進

基本目標4 あらゆる分野への男女の参画機会の確保

施策の方向

- ① 女性や若者に対する就業・就業継続・再就職のための支援
 - 行政活動を通じた新たな雇用機会の創出
 - 関係機関と連携した女性や若者の就業支援の充実
- ② 雇用の分野における均等待遇の確保に向けた取り組みの促進
 - 安心して働ける雇用環境や待遇の確保に向けた広報・啓発の充実
- ③ 起業家や自営業に従事する女性への支援
 - 経営戦略や資金などについての情報提供やネットワークづくりなどの総合的支援の実施
 - 農業に従事する女性への支援
 - 自営業に従事する女性への支援
- ④ 女性の能力発揮促進のための支援
 - 企業に対する女性の登用促進や女性の人材活用に向けた取り組みの推進への支援
 - 必要な能力の育成・向上を図るための研修事業の実施や女性リーダーの交流機会の提供
- ⑤ ひとり親家庭等の自立に向けた支援
 - ひとり親家庭の自立促進に向けた事業の充実
 - 母子生活支援施設の機能の充実
 - ひとり親家庭の就業による自立の支援
- ⑥ 働く男女のための相談事業
 - 働く男女のための相談事業の充実

第1章 計画の基本的な考え方

基本目標5 女性に対する暴力の根絶

施策の方向

- ① 人権・非暴力の観点からの教育の充実
 - 発達段階に応じた人権教育の充実及び男女平等教育の推進（再掲）
 - DV やデートDV 防止のための若年層への啓発活動の実施
- ② 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実（再掲）
 - 発達段階に応じた性に関する指導の取り組みの推進
 - 思春期相談事業等の充実
- ③ DVの根絶に関する啓発と再発防止に向けた取り組みの推進
 - 研修会の開催や啓発リーフレットの作成・配布などDVの防止に向けた取り組みの推進
 - DV 被害の再発防止に向けた検討の実施
- ④ DV被害者に対する相談ネットワークの構築と支援体制の拡充
 - 相談対応の充実及び相談支援機能の一層の強化
 - 適切な支援に結びつけるための関係機関や地域住民との連携強化
- ⑤ DV被害者の自立に向けた支援の拡充
 - DV 被害者の相談から自立までの切れ目のない支援体制の構築の推進
 - 市独自の一時保護事業の実施及び一時保護措置の際の被害者の安全確保の取り組み
 - DV 被害者が地域で生活していくための自立に向けた支援
 - 被害の拡大防止及び適切な行政サービスの提供
- ⑥ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・研修の実施
 - 人権侵害を受けた女性からの相談への対応及び相談窓口の利用の周知
- ⑦ 女性や子どもへの性犯罪の防止対策の推進
 - 啓発活動の推進による性の商品化や性犯罪を許さない社会環境の醸成

基本目標6 震災復興と地域づくりにおける男女共同参画

施策の方向

- ① 男女共同参画の視点からの震災復興・防災対策の推進
 - 男女共同参画の視点に立った震災復興・防災対策の推進
- ② 地域活動・NPO活動等における男女共同参画の推進
 - 地域団体やNPOなどに対する意思決定過程への女性の意見反映の働きかけ（再掲）
 - 女性リーダーを育成し支援するための事業の実施
- ③ 男女共同参画に関する市民活動への支援拡充
 - 市民活動に関する情報提供や相談事業の実施及び活動の場の提供
 - 市民活動団体への助成も含めた団体との協働による事業の実施
- ④ 企業との連携及び市民活動団体との協働の強化
 - 企業との連携や市民活動団体との協働による男女共同参画を推進する事業の実施
- ⑤ 男女共同参画推進センターと地域との連携による学習機会の拡充
 - 地域との連携による男女共同参画に関する学習機会の提供
- ⑥ 障害の有無や年齢、国籍や文化の違いにかかわらず共に支え合う地域づくりの推進
 - 地域における一人暮らし高齢者等の見守り活動や生活支援活動の充実
 - 子育てで支援の地域ネットワーク構築等による豊かな地域社会の形成
 - 家庭内で子育てをしている親子を地域全体で支えていくための取り組みの実施
 - 児童虐待を防止するための地域ぐるみの取り組みの強化
 - 外国人女性とその子どもが地域で安心して暮らせるための支援の実施

今後5年間における優先的・重点的な取り組み

I 政策形成及び意思決定の場に女性の参画を進めます

重点課題1 仙台市の審議会等における女性委員の登用率の向上

重点課題2 仙台市の女性職員の管理職への登用促進

II 男女共同参画の視点から地域における活動を広げます

重点課題1 地域との連携による学習機会の拡充

重点課題2 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充

重点課題3 女性の視点を反映した震災復興・防災対策の推進

III 男女の仕事と生活の調和の取り組みを広げます

重点課題1 男性の家事や子育てなどへの参加促進

重点課題2 企業における仕事と生活の調和の促進に関する調査と優良事例の広報啓発

重点課題3 保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開

IV DVの防止と被害者支援を進めます

重点課題1 DVの根絶と被害者支援に向けた啓発の拡充

重点課題2 相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実

重点課題3 配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討

重点課題4 地域での被害者支援

第2章 男女共同参画の推進のための施策

基本目標 1 政策・意思決定過程への女性の参画

いきいきとした豊かな社会を築いていくためには、男女が共に、政策形成及び意思決定の場に参画することが不可欠です。多様な人材の能力活用や多様な視点の導入といった観点からも、女性の積極的な参画を進めていくことが必要ですが、現状では、女性の参画が十分に図られているとは言えない状況です。

仙台市の審議会の女性委員の登用については、これまで、登用率を 35%、女性委員がいない審議会をゼロとする目標を設定して取り組んできましたが、平成 22 年度末の時点で登用率は 29.8%、女性委員のいない審議会の数は 7 となっており、目標に達していません。登用が進まない実態を把握し、改善に向けた課題を明確にし、効果的な対策を講じることにより、女性委員登用率の向上に努めます。

市職員の係長職昇任試験の合格者は、将来の管理職への登用につながることから、受験の勧奨に努めていますが、男性職員の受験率が 50% を超えている一方で、女性職員は 20% に達していません。管理職への登用については、その責任の重さやロールモデル (*8) の不足による不安などから、指導的立場に立つことを敬遠する傾向も見られます。こうした不安を解消し、働きやすい環境づくりを整え、女性職員の昇任への意欲を高めるための働きかけを引き続き行うとともに、係長職昇任試験を受験しやすい職場の雰囲気づくりに努めます。また、男女共同参画の推進について職員への意識浸透を図るため、職員研修等の場での周知に努めます。

企業において経営方針などの重要な意思決定の場に女性が参画することは、男女共同参画社会の実現において極めて重要なことであり、女性が活躍できる企業風土は業績に良い影響を与えることも期待できますが、役員や管理職に占める女性の割合はなかなか増加しないのが現状です。

また、町内会などの地域団体や N P O 等における女性の参画に関しては、交流や研修などのさまざまな事業を通じて、女性リーダーの育成支援に努めてきましたが、女性の町内会長の割合は少しずつ増加しているものの依然として 10% 以下で推移するなど、地域団体等の意思決定の場への女性の参画を進めるためには、さらなる努力が必要です。

さまざまな分野で重要な決定に関わる女性の交流を進め、その知識や経験を広げていくための取り組みを進めます。

施策の方向 1 仙台市の審議会等における女性委員登用の促進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>女性委員が不在の審議会等を解消するとともに、女性委員の登用率35%以上の目標を達成するよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性人材リスト（*9）の整備と活用 ●目標値の周知並びに委員の改選時及び新規設置時の男女共同参画課との事前協議の徹底 ●企業・関係団体への女性委員推薦の協力要請 ●委員公募制の積極的な活用 	全局 市民局

施策の方向 2 仙台市及び関係団体等における方針の立案や決定の場への女性の参画の促進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>市職員の性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した登用を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性職員の管理職への登用促進と職域の拡大 ●女性教職員の管理職への登用促進 ●女性職員のキャリア形成に対する意識の啓発 ●ロールモデルの提供 ●男女共同参画の推進に配慮した職員研修の実施 	全局
2	<p>市の関係団体などに対し、理事・評議員等への女性の登用や職員の性別にとらわれない能力開発、能力・適性を重視した登用を進めるよう働きかけを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市の関係団体への男女共同参画推進に関する取り組みの要請 	全局

施策の方向 3 企業における経営方針立案や決定の場における男女共同参画の促進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>性別にとらわれない能力開発や、能力・適性を重視した登用について、企業に対し働きかけを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業に対する効果的な広報・啓発 ●企業の女性管理職等の交流会の開催 ●経済界の女性交流会 	総務企画局 市民局 経済局

第2章 男女共同参画の推進のための施策

施策の方向 4 地域団体やNPO等における方針の立案や決定の場への男女共同参画の促進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>地域団体やNPOなどに対し、意思決定過程に、より一層女性の意見が反映されるよう働きかけを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性の参画に関する地域団体（町内会等）への意識啓発 ●女性の参画に関するNPOへの意識啓発 	市民局

■ 仙台市の審議会等の女性委員の登用率等

	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
女性委員登用率	31.0%	29.7%	29.5%	28.8%	29.8%	29.8%
ゼロ委員会（*10）数	12	9	9	9	9	7
リスト登載者数	501人	584人	564人	585人	630人	615人

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■ 仙台市の管理職における女性の割合

	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
女性管理職数	50人	55人	59人	57人	56人	61人
女性管理職割合	8.5%	9.0%	9.7%	9.4%	9.6%	11.0%

資料：仙台市総務企画局人事課

■ 仙台市における単位町内会長に占める女性の割合

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総数	1,372人	1,378人	1,378人	1,383人	1,381人	1,376人
女性数	111人	121人	105人	127人	116人	122人
女性会長割合	8.1%	8.8%	7.6%	9.2%	8.4%	8.9%

資料：仙台市市民局地域政策課

■ 仙台市におけるPTA会長に占める女性の割合

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総数	188人	188人	187人	188人	190人	190人
女性数	46人	47人	50人	45人	49人	56人
女性会長割合	24.5%	25.0%	26.7%	23.9%	25.8%	29.5%

資料：仙台市教育局生涯学習課

基本目標 2 男女共同参画への理解の促進

男女共同参画のすそ野を広げるためには、子どもの頃からの教育・学習を基本に、男性や若者世代などを対象にした広報・啓発を含め、社会全体で男女共同参画に対する理解を深めることが重要です。

人権意識や男女平等意識に基づき男女共同参画を進める基礎として、教育・学習は重要な役割を果たしています。発達段階に応じて幼い頃から人権尊重の意識を育み、固定的な役割分担意識を解消し、一人ひとりの個性と能力を認める社会を実現していくためには、家庭教育・学校教育・社会教育など、ライフステージのあらゆる機会を通じた教育・学習が大切です。

人権教育については、道徳や学級活動の時間のほか、国際理解・情報・環境・健康・福祉など、教科を超えた総合的・横断的な学習の時間が、小学校段階から導入されてきていることから、それらの時間の活用など学校における教育活動全体の中で工夫しながら充実を図っていきます。

男性や若者世代に向けては、男女共同参画に関する学習機会を拡充して啓発を行っていくことが大切です。さまざまな場における講座の開催や啓発を推進していくほか、若者世代が市民活動などを体験する場を設けることで、積極的に学習していく場を提供していきます。

雇用環境が厳しく多くの新卒者が就職できない中で、若者の完全失業率は依然として高い状況にあります。一人ひとりが主体的な生き方を選択しながら社会参加を図るため、勤労観や職業観の醸成と適切な進路指導・キャリア教育による未来をデザインする学習の場の構築に努めます。

さまざまな情報媒体の発達のもと、メディアのもたらす情報が社会に与える影響は、非常に大きなものがあります。もっぱら女性を暴力の対象とする表現や男女の役割のステレオタイプの描き方など、メディアにおいて人権に対する配慮を欠いた表現も多く見受けられることから、メディアからの情報をそのまま受け止めるのではなく、主体的に選択し、理解する能力の向上を図る取り組みを進めます。

また、男女が、心身や健康について正確な知識・情報を得て、お互いの人権を尊重しながら主体的に行動することは、男女共同参画の前提です。若い世代における望まない妊娠やH I V (*11) などによる性感染症の問題、デートDVやインターネットを通じた被害などが社会問題化している現状など、若者の性をめぐる問題は多岐にわたっていることから、人権の尊重を基本とした発達段階に応じた「性に関する教育」の充実に努めます。

女性には、乳がんや子宮がんなどの女性特有の疾患や妊娠、出産などに伴う健康課題があり、男性と異なる健康上の問題に直面します。特に、子宮頸がんは20～30代の女性において増加傾向が見られます。これらの女性特有の疾患や健康被害に関する効果的な啓発及び医療機関を受診しやすい環境の整備を図ります。

第2章 男女共同参画の推進のための施策

施策の方向1 あらゆる場における教育・学習の推進や広報・啓発の充実

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>保育や教育活動の全体を通じ、発達段階に応じて、幼児・児童生徒に人権尊重の意識を涵養するための人権教育の充実を図り、男女平等教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権教育の推進 	子供未来局 教育局
2	<p>地域においてさまざまな学習機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学習情報の提供及び学習相談の実施 ●市民センターにおける講座の実施 ●社会学級・家庭学級での講座の実施 ●高校開放講座の開催 ●小学校就学時健診を活用した子育て講座の実施 ●適切な機会をとらえた相談窓口等の情報提供 	市民局 子供未来局 教育局

施策の方向2 男性や若者世代を対象とした多様な学習機会の拡充

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>男性を対象とした学習機会の拡充を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男性も参加しやすい時間帯や、男女共同参画に関して理解を促すような事業の実施 ●父親育児参加事業の実施 	市民局 子供未来局 教育局
2	<p>若者を対象とした学習機会の拡充を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若者が多く集まる場での男女共同参画の啓発 ●高等学校等への出前講座の実施 ●若い世代への市民活動体験やインターンシップ 	市民局

施策の方向3 子どもに関わる職種の人たちに対する意識啓発と研修の充実

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>学校長をはじめとする教職員等、子どもに関わるさまざまな職種の人たちへの意識啓発と研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校長を対象とした研修 ●人権教育研修会の実施 ●初任者研修などでの男女共同参画に関する研修の実施 ●非暴力の観点からの研修の充実 	市民局 教育局

施策の方向 4 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>教科や学級活動などの学校教育活動全体を通じ、発達段階に応じた性に関する指導の取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校におけるさまざまな教科や学級活動と関連付けた性教育の実施 ●小・中学校への出前講座の実施 ●産婦人科医などによる研修 ●母性保護知識の普及のための講習会などの開催 	子供未来局 教育局
2	<p>児童生徒の抱える悩みに応えるため、思春期相談事業等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所における児童相談の実施 ●子供相談支援センターにおける保護者向け「カウンセリング講習会」の実施 ●子供相談支援センターにおけるヤングテレホン相談及び面接相談の実施 	子供未来局

施策の方向 5 若者の健全な職業観を育成する教育の推進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>児童生徒が人との関わりを大切にしながら望ましい勤労観・職業観、自立する力を育み、社会人としてより充実した生き方を指すための取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自分づくり教育の推進 ●高校中退者等への就労支援 ●インターンシップ推進事業 ●<small>びくびく</small>楽学プロジェクト ●女性研究者の人材育成支援の検討 	子供未来局 教育局
2	<p>若年者の業種、職種へ視野を広げると共に、早期離職などの雇用ミスマッチを防ぐため、学生を含む若年求職者を対象とした企業内体験研修等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ジョブ・トライアル事業の実施 	経済局

第2章 男女共同参画の推進のための施策

施策の方向6 メディアにおける男女共同参画への理解の促進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>メディアからの情報を主体的に理解し、活用する能力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、男女共同参画の視点に配慮した情報の発信に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●メディアからの情報の読解能力を育むための学校教育の充実 ●市民へ向けた意識啓発等の実施 ●「行政広報物における表現のガイドライン」の改訂 	市民局 教育局

施策の方向7 女性の生涯にわたる心身の健康支援

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>女性のライフステージに応じた健康づくりを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性のための健康支援教室の開催 ●女性のがん検診受診の啓発 ●子宮頸がん予防ワクチン接種事業（中学1年生から高校1年生までを対象）の実施 ●喫煙率低下に向けた取り組み ●HIV検査・性感染症検査の実施，相談事業の充実 ●エイズ予防の啓発 ●教育関係者に向けた性感染症に関する研修会の実施 ●女性医療相談の実施 ●女性特有の病気を経験・克服した人たちの自助グループに対する育成支援 ●性差に応じた健康支援 ●市立病院における女性が受診しやすい環境の整備 	市民局 健康福祉局 子供未来局 市立病院
2	<p>妊産婦保健指導や妊産婦訪問指導などを通して、妊娠・出産に関わる健康支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●妊産婦保健指導・訪問指導の実施 ●妊婦一般健康診査の受診の促進 ●妊娠・出産・育児に関する教室の実施 ●新市立病院における周産期医療の充実 	子供未来局 市立病院

施策の方向8 男女共同参画の視点からの相談

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>男女共同参画の視点からの相談事業の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エル・ソーラ仙台における女性相談事業の拡充 ●性別による差別などに関する相談の実施 ●男性相談事業の実施に向けた検討 	市民局

施策の方向 9 男女共同参画に関する情報収集・提供や調査研究の推進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	男女共同参画に関する統計や情報の収集・提供，調査研究を推進します。 ●男女共同参画に関する各種情報の収集・提供 ●男女共同参画の現状に関する統計の公開 ●総合的・実践的な調査研究事業（テーマ研究）	市民局

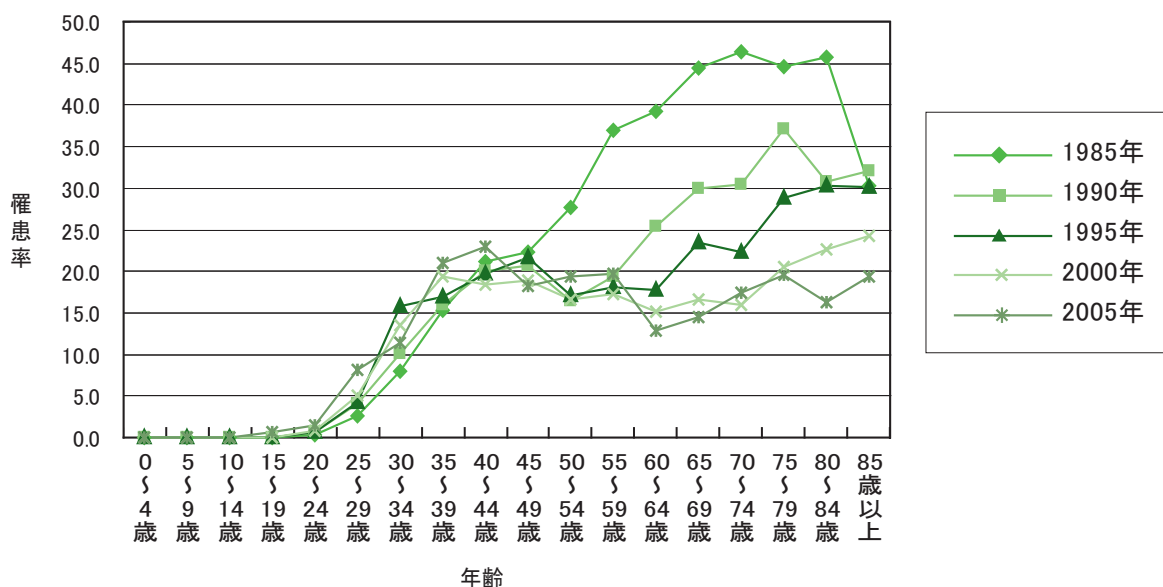
■ 楽学プロジェクト（職場体験）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
講座数	—	—	21講座	32講座	38講座	35講座	30講座
参加者数	1,842人	926人	644人	766人	796人	1,248人	1,137人

※「楽学プロジェクト」とは、「自分づくり教育」の一環として，市内小中学生を対象に，夏休みにさまざまな職業のプロから話を聞き，将来の職業について考える機会を提供しているものです。なお，平成16年度は中学生・高校生，平成17年度は小学生・中学生・高校生の職場体験活動の参加者数となっています。

資料：仙台市教育局生涯学習課

■ 全国における子宮頸がんの年齢階級別推定罹患率（人口10万対）



資料：独立行政法人国立がん研究センター「がん情報サービス」

第2章 男女共同参画の推進のための施策

■ (財)せんだい男女共同参画財団による男女共同参画に関する学習情報の提供 (大学のゼミ等の研修・見学等への情報提供)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
回数	12回	26回	10回	12回	19回	21回
参加延人数	690人	650人	403人	390人	399人	289人

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■ 妊婦及びその配偶者を対象とした母親（両親）教室の実施

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
回数	174回	182回	174回	175回	167回	157回
参加延人数	4,809人	4,946人	4,524人	4,436人	3,921人	3,625人

資料：仙台市子供未来局子育て支援課

■ 仙台市における人工妊娠中絶実施数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
総数	3,746人	3,471人	3,355人	3,165人	2,915人	2,840人
～ 19歳	456人	410人	372人	303人	270人	279人
20歳 ～ 24歳	1,079人	1,021人	945人	846人	798人	744人
25歳 ～ 29歳	848人	757人	735人	742人	598人	605人
30歳 ～ 34歳	670人	607人	608人	605人	574人	550人
35歳 ～ 39歳	445人	460人	465人	461人	454人	447人
40歳 ～ 44歳	234人	198人	207人	196人	199人	202人
45歳 ～ 49歳	14人	18人	23人	11人	22人	13人
50歳 ～	0人	0人	0人	1人	0人	0人

資料：仙台市健康福祉局健康増進課「保健統計年報」

基本目標3 男女の仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の実現

少子高齢化の急激な進展と人口減少の時代にあって、世帯単位の人数の減少や、地域におけるコミュニティの希薄化などが見られます。働く世代が担う子育てや親の介護などの負担は増加しており、男女がともに仕事と家庭・地域における活動などをバランスよく担うことがますます重要になってきています。

また、社会を構成するすべての人々が、健康を維持し、それぞれの価値観に対応した柔軟で多様なライフコースを選択できるよう、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)(*12)」を実現するための環境づくりが必要です。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進については、これまでも、セミナーの開催や企業向け情報誌の配布、中小企業などへの両立支援アドバイザーの派遣等により、具体的な事例紹介や相談・助言を行ってきましたが、その意義や効果に関する認識が十分浸透しているとはいえません。長時間労働を前提とした働き方の見直しや職場優先の組織風土の転換について、仙台市が率先して意識改革を行い推進に努めるとともに、事業主だけでなく就業者に対してもその普及・啓発に努め、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する社会的な機運の醸成に取り組んでいきます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるもののいまだ根深く残っており、男女が共に家事や介護を担っていくことを妨げる要因のひとつとなっていることから、さまざまな機会をとらえて固定的役割分担意識の解消に向けた効果的な啓発を進めていきます。

育児や介護等と仕事の両立を図ることは、社会の活力を維持し、男女が安心して子どもを生まみ育て、家族としての責任を分かち合うことができる社会を形成するうえで重要な課題です。これまで、「子育てふれあいプラザ(*13)」等における父親の育児参加の働きかけ、市民センターや男女共同参画推進センターにおける育児、介護等と仕事との両立に関する講座の開催など、男性の家事・育児・介護等への参加に向けた啓発を進めるとともに、保育サービス基盤の計画的な整備や介護保険サービスの充実等による家族の介護負担の軽減と高齢者の地域における生活支援に取り組んできましたが、引き続き、保育や介護サービスなどの社会的な支援を一層充実させるとともに、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を図ることや、男性が家事や育児に参加できる環境づくりを進めていきます。

第2章 男女共同参画の推進のための施策

施策の方向1 男性の家事・育児・介護等への参加促進

事業の概要／●主な取り組み	推進局
<p>1</p> <p>男性の家事・育児・介護などへの参加を促進するため、さまざまな機会をとらえて効果的な啓発を進めるとともに、男性が参加しやすい各種講座等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男性の家事・育児・介護などへの参加促進に向けた啓発 ●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた各種講座の充実 ●妊娠・出産・育児に関する教室等への父親の参加促進 ●子育てふれあいプラザでの父親への育児参加に関する働きかけの実施 ●PTAや子ども会活動への父親の参加促進 ●男性が参加しやすい介護研修の充実 ●男性職員の育児・介護休業取得を促進するための啓発 	<p>総務企画局 市民局 健康福祉局 子供未来局 教育局</p>

施策の方向2 多様なニーズに対応した保育や子育て支援サービスの展開

事業の概要／●主な取り組み	推進局
<p>1</p> <p>保育所入所待機児童の解消に向けた取り組みを一層推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認可保育所の創設整備などによる定員拡充 ●せんだい保育室（*14）の拡充 ●事業所内保育施設の設置の促進 ●幼稚園を活用した保育サービスの実施 ●幼稚園を活用した保育施設の整備の促進 ●家庭保育福祉員（*15）の増員 	<p>子供未来局</p>
<p>2</p> <p>延長保育や一時預かりなど、多様な保育サービス等の拡充に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●延長保育の拡充 ●休日保育の拡充 ●一時預かり・特定保育の拡充 ●病児及び病後児保育の実施 ●乳児院や児童養護施設におけるショートステイの実施 ●市などが行う催事の際の託児の充実 	<p>全局 子供未来局</p>
<p>3</p> <p>放課後などの子どもの居場所の確保・充実に向けた取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童健全育成事業の実施 ●放課後子ども教室等事業の実施 ●児童館整備事業 	<p>子供未来局 教育局</p>

施策の方向3 多様なニーズに対応した介護サービスの充実

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>各区の保健福祉センターや相談専門機関での介護者のための相談事業を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区保健福祉センターにおける高齢者総合相談窓口の充実 ●区保健福祉センターにおける障害者総合相談窓口の充実 ●地域包括支援センターにおける総合相談窓口の充実 	健康福祉局
2	<p>介護を必要とする方とその家族が、一時介護や外出介護などのサービスを手軽に利用できる家族支援サービス等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家族教室の開催 ●障害者家族支援等推進事業（レスパイトサービス）の実施 ●緊急ショートステイの実施 ●障害児放課後ケア事業の拡充 ●シルバーセンターでの夜間や土・日曜日研修の実施 	健康福祉局
3	<p>「仙台市高齢者保健福祉計画」、「仙台市高齢者保健福祉計画（仙台市介護保険事業計画）」及び「仙台市障害者保健福祉計画」に基づき、関係施策を着実に推進します。</p>	健康福祉局

施策の方向4 企業における「仕事と生活の調和」に向けた取り組みの啓発・促進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の効果的な周知・広報に一層努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する事業所実態調査の実施 ●育児・介護休業制度利用状況の調査 ●勤労者福祉ガイドブックの発行・配布 ●多様かつ柔軟な働き方の重要性を啓発する事業の実施 	市民局
2	<p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ろうとする事業者の取り組みを支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催 ●男女共同参画を推進している企業への優遇措置等の検討 	市民局 子供未来局
3	<p>仕事と子育てとの両立を支援するための行動計画に基づき、職場全体として、男性職員がより子育てをしやすい体制や職場環境の整備に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職場で取り組む子育て推進プログラム（仙台市特定事業主行動計画）の推進 	総務企画局

第2章 男女共同参画の推進のための施策

施策の方向5 働く男女の健康管理対策の推進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>働く男女のための健康管理対策に向けた取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自殺予防対策事業の推進 ●女性医療相談の実施（再掲） ●区保健福祉センターにおけるこころの健康相談の実施 ●こころの電話相談（はあとライン・ナイトライン）の実施 	市民局 健康福祉局

■ 男性の1日平均家事時間（※育児・介護等に要する時間を含む）

平成13年：約30分（資料：総務省「社会生活基本調査」）

平成18年：約39分（同）

平成22年：約57分（資料：仙台市「家事等に関する実態調査」）

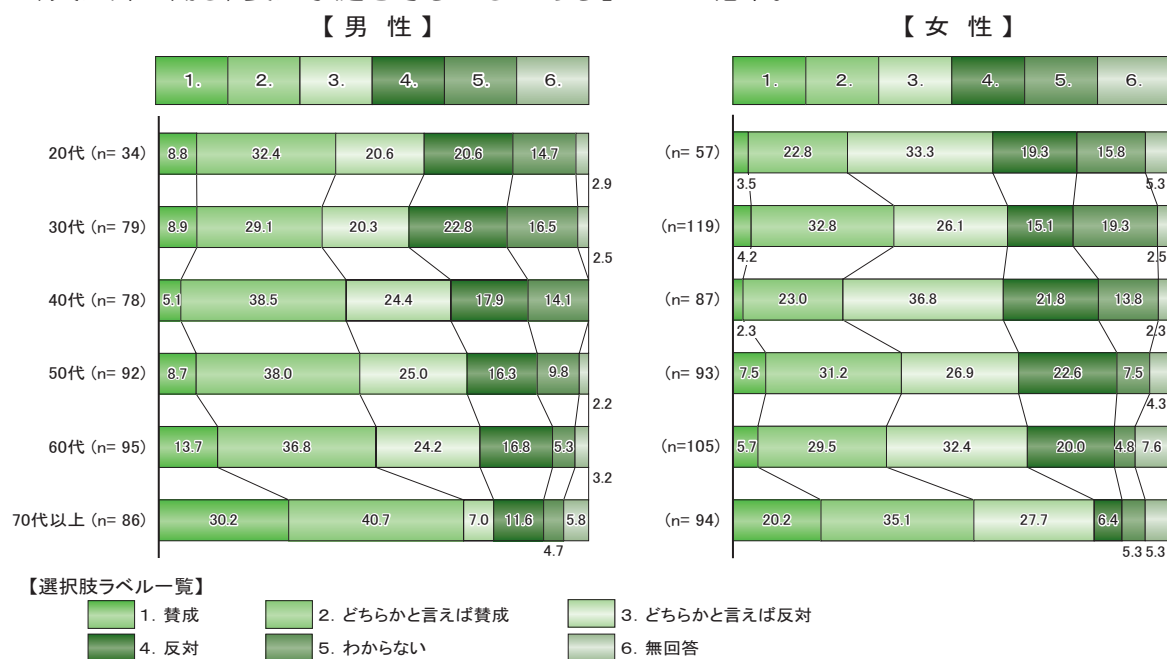
■ 保育所待機児童数・定員等

	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成23年4月
保育所待機児童数	462人	246人	312人	390人	740人	620人	594人	498人
保育所定員	9,199人	10,444人	10,554人	10,584人	10,764人	10,764人	11,230人	12,045人
せんだい保育室定員	1,267人	1,570人	1,841人	2,021人	2,106人	2,282人	2,468人	2,554人

資料：仙台市子供未来局保育課・保育指導課

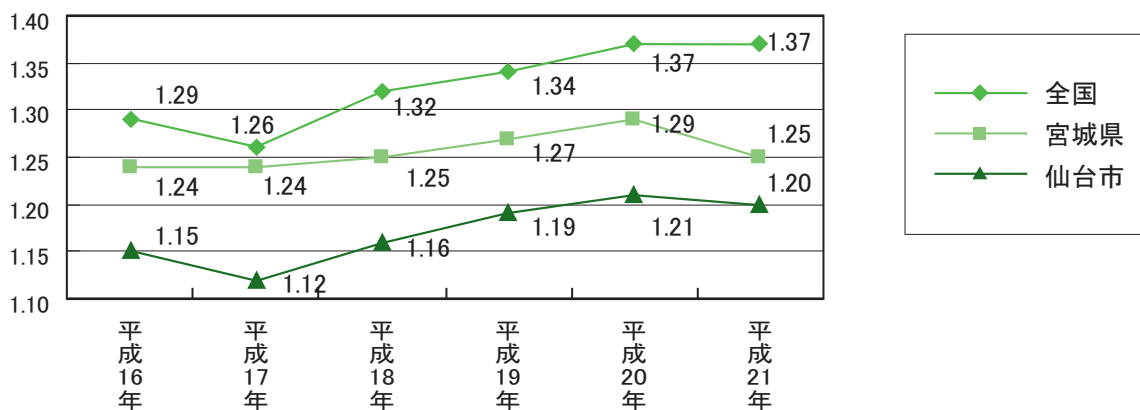
■ 家事や育児等と仕事との両立に関する市民意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」の回答結果。



資料：仙台市市民局男女共同参画課「家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査（平成21年度）」

■ 合計特殊出生率



資料：厚生労働省「人口動態統計」、仙台市健康福祉局健康増進課「保健統計年報」

■ 宮城県の民間事業所における従業員の育児休業取得率

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
男女計	18.9%	33.6%	28.9%	28.8%	31.4%	33.9%
男性	1.2%	2.6%	3.2%	4.0%	4.1%	2.2%
女性	74.1%	83.6%	76.8%	69.9%	75.8%	86.1%

資料：宮城県「労働実態調査」

■ 男性が参加しやすい介護研修

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
介護ナイター講座	参加者数	71人	77人	26人	25人	136人	101人	124人
	うち男性	—	—	3人	3人	22人	30人	18人
土・日曜日に実施する介護講座	参加者数	—	59人	60人	178人	196人	557人	651人
	うち男性	—	—	—	34人	38人	137人	135人

※介護ナイター講座は、年度によって実施回数及び日数は異なります。

資料：仙台市健康福祉局介護予防推進室

第2章 男女共同参画の推進のための施策

基本目標4 あらゆる分野への男女の参画機会の確保

男女共同参画社会の形成に向けては、男女があらゆる分野で対等に参画し、責任を分かち合うことが重要です。従来の企業や社会における慣習にとらわれず、多様な属性（性別・年齢・国籍など）や価値・発想を取り入れることで、環境の変化に応じた迅速かつ柔軟な対応が可能になり、組織の活力や創造性が高まると言われています。このダイバーシティ（*16）と呼ばれる考え方は、男女共同参画を進めるうえでも重要であり、女性が力を発揮できるよう、さまざまな支援をしていくことが求められています。

企業や地域団体、NPOなどのさまざまな分野への女性の参画を促進するため、ロールモデルや活躍事例の情報提供を行うとともに、課題解決に向けた企画立案や提言ができる女性人材の養成などに向けた取り組みを推進します。

特に就業は、生活の経済的基盤であり、また、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働く意欲を持つ男女が性別にかかわらず能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様性を持った経済社会の活力の増進という点からも極めて重要です。

厳しい雇用環境を反映して、男女ともに非正規従業員の割合が増えています。依然として、男性に比べると女性は非正規従業員の割合が高い状況にあり、また、賃金についても男性と女性とでは大きな差があります。女性の経済的自立を促進するため、安定して働ける雇用環境や待遇の改善に向けた取り組みを進めます。

仙台市が平成21年度に行った「家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査」の結果をみると、結婚・出産・育児を機に、約6割の女性が退職しているのが現状です。女性の結婚・出産・育児期に労働力率が低下するいわゆる「M字カーブ」の解消に向けて、育児休業の取得促進や円滑な職場復帰に向けた取り組みなど、希望する女性が就業を継続できるような環境の整備を進めます。

また、近年は若年層の非正規雇用者も増加していることから、新たな雇用機会の創出や離職者への再就職支援などに取り組めます。

単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用や就業構造の変化等により、貧困など生活上の困難を抱える層の広がりが見られ、特にひとり親家庭では、子育てと継続的な就労などの両立が難しいことなどにより、生活上の困難さが増しています。

ひとり親家庭等に対しては、それぞれの置かれている生活環境に応じたきめ細かな支援が必要です。各区役所に設置されている家庭相談員をはじめとした相談支援体制の充実や就職情報の提供、就業相談などを行う母子家庭等就業・自立支援センター（*17）の機能の向上に向けた取り組みを進めます。また、ひとり親家庭については、父子家庭支援についても取り組みを推進します。

施策の方向1 女性や若者に対する就業・就業継続・再就職のための支援

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>緊急の雇用対策として、行政活動を通じた新たな雇用機会の創出に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●緊急雇用対策の実施 	経済局
2	<p>関係機関と連携して、女性や若者の就業支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就職応援プログラムの実施 ●女性のためのキャリア形成事業 ●キャリア・コンサルティングの実施 ●困難な状況に置かれた女性の自立支援事業 ●母子家庭等就業・自立支援センターの運営 ●働く女性の生活や労働に関する意識調査の実施 	市民局 子供未来局 経済局

施策の方向2 雇用の分野における均等待遇の確保に向けた取り組みの促進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>安心して働ける雇用環境や待遇の確保に向けた広報・啓発の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●勤労者福祉ガイドブックの作成 ●「働くみなさんのためのガイドブック」の発行 ●職場における男女共同参画の推進を阻害する慣行の洗い出し及びその解消に向けた働きかけの実施 	市民局

施策の方向3 起業家や自営業に従事する女性への支援

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>起業を目指す人や創業間もない企業経営者などに対して、経営戦略や資金などについての情報提供やネットワークづくりなど、総合的支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●創業者支援セミナーの実施 ●相談事業の実施 ●ハンズオン支援事業 <p>※「ハンズオン支援事業」とは、開業の準備段階から開業後の経営まで、ビジネス開発ディレクターや専門家による集中的な支援を行い、開業の実現と経営の安定を図るものです。</p>	経済局
2	<p>農業に従事する女性への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性農業者実践セミナーの実施 ●農村生活研究グループの活動支援 ●消費者との交流会への講師依頼 ●女性の「認定農業者」を増やすための啓発等の実施 	経済局

第2章 男女共同参画の推進のための施策

事業の概要／●主な取り組み		推進局
3	<p>自営業に従事する女性への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係団体等との連携による自営業従事者に対する男女共同参画推進の意識啓発及び情報提供 	市民局

施策の方向4 女性の能力発揮促進のための支援

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>企業における女性の登用促進や女性の人材活用に向けた取り組みが推進できるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業への出前研修の実施 ●企業対象の啓発冊子の発行 ●勤労者福祉ガイドブックの作成 ●企業や関係団体とのネットワークの形成 	市民局 子供未来局
2	<p>さまざまな分野で女性が活躍できるよう、必要な能力の育成・向上を図るための研修事業の実施や女性リーダーの交流機会の提供などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性リーダー養成のための講座等の実施 ●女性リーダーの交流・研修事業の実施 ●日本女性会議の開催 ●企業管理職交流会の開催 ●女性首長のネットワーク ●経済界の女性交流会 	総務企画局 市民局 経済局

施策の方向5 ひとり親家庭等の自立に向けた支援

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>ひとり親家庭の自立促進に向けた事業を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子自立支援員（家庭相談員）による助言指導 ●児童扶養手当の支給 ●母子・父子家庭医療費の助成 ●母子家庭及び寡婦への貸付事業の実施 ●ひとり親日常生活支援事業の実施 ●ひとり親サポートブックの作成・配布 ●市営住宅への優先入居制度の実施 ●母子生活支援施設の運営 	子供未来局 都市整備局
2	<p>ひとり親家庭の就業による自立を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の実施 ●母子家庭及び寡婦の自立促進対策事業の実施 	子供未来局

施策の方向6 働く男女のための相談事業

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>働く男女のための相談事業の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●エル・ソーラ仙台における女性相談事業の拡充（再掲） ●性別による差別などに関する相談の実施（再掲） ●男性相談事業の実施に向けた検討（再掲） ●仙台市労働相談室における相談事業の実施 	市民局

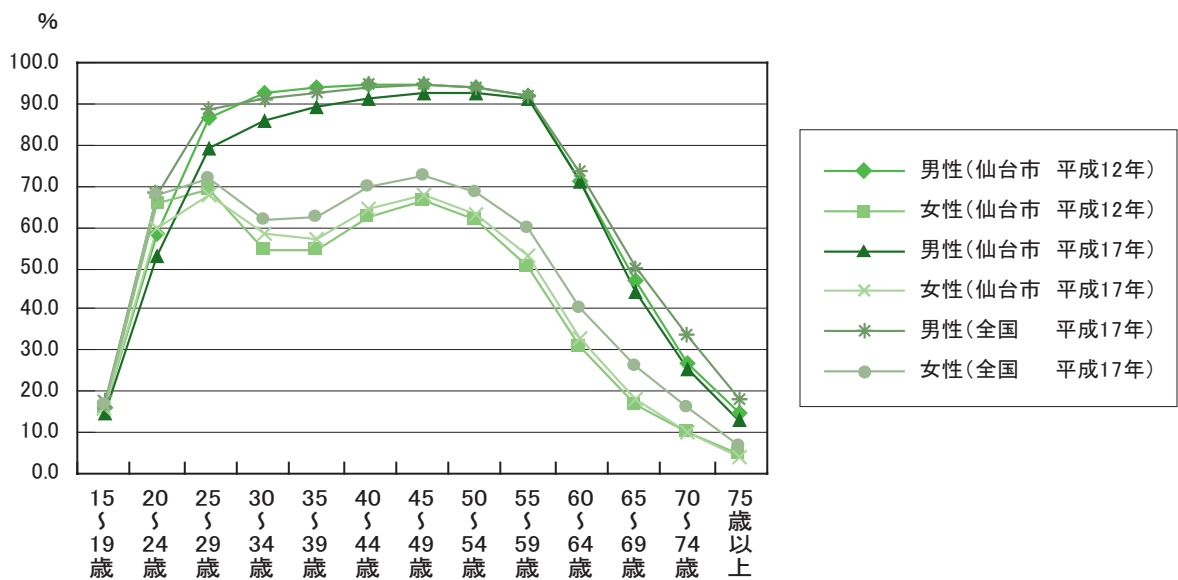
■ 宮城県における一般労働者の男女別所定内給与額

(単位：千円)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
男性	318.8	310.7	328.7	326.8	312.0	298.0	295.5
女性	208.9	197.5	209.5	202.8	209.5	207.9	201.4

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■ 男女年齢階級別労働力率



資料：総務省「国勢調査」

第2章 男女共同参画の推進のための施策

■仙台市における雇用形態別雇用者の性別構成比

雇用形態		実数(千人)			割合(%)		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
平成19年	雇用者(役員を除く)	443.8	247.7	196.0	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	272.5	193.6	78.9	61.4	78.2	40.3
	パート	71.6	6.5	65.1	16.1	2.6	33.2
	アルバイト	41.4	19.3	22.0	9.3	7.8	11.2
	労働者派遣事務所の派遣社員	13.6	4.9	8.7	3.1	2.0	4.4
	契約社員・嘱託	36.5	19.7	16.9	8.2	8.0	8.6
	その他	8.2	3.7	4.4	1.8	1.5	2.2
平成14年	雇用者(役員を除く)	429.7	245.3	184.3	100.0	100.0	100.0
	正規の職員・従業員	281.0	198.0	83.0	65.4	80.7	45.0
	パート	60.4	5.3	55.0	14.1	2.2	29.8
	アルバイト	45.5	22.0	23.5	10.6	9.0	12.8
	労働者派遣事務所の派遣社員	7.4	1.9	5.6	1.7	0.8	3.0
	契約社員・嘱託	28.3	14.4	13.8	6.6	5.9	7.5
	その他	7.1	3.7	3.4	1.7	1.5	1.8

資料：総務省「就業構造基本調査」

■仙台市における児童扶養手当受給者数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受給者数	6,483人	6,700人	7,072人	7,379人	7,501人	7,626人

資料：仙台市子供未来局子育て支援課

基本目標 5 女性に対する暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）（*18）を含む女性に対する暴力は人間としての尊厳を傷つけ、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、将来の世代の育成にも懸念を及ぼしかねません。また、セクシュアル・ハラスメント（*19）やDV、児童虐待や性暴力など、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、人間として許されない行為です。どんな理由があろうとも、暴力は許されない、社会全体がそうした共通認識を持つことが大切です。

配偶者間における暴力の検挙数は増加傾向にあり、被害者の9割は女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、今日に至るまで男女が置かれてきた社会的・構造的な問題があると言われていています。また、デートDV（*20）の被害も深刻な状況にあることが、内閣府の調査などで明らかになってきました。

DVの防止及び被害者支援に向けては、これまで、相談窓口の周知や相談員の資質向上を図るとともに、一時保護までの安全確保策の整備など、緊急時の対応を強化してきましたが、被害の把握から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制の構築に至っていません。被害者の自立支援には、心身の健康の回復や生活の支援など多方面からのきめ細かなアプローチが必要であり、相談窓口をはじめ、庁内外の関係機関や民間団体との連携・協力が欠かせません。相談から自立までの関係機関のネットワークの構築を進めるとともに、その中心を担う配偶者暴力相談支援センター（*21）の設置に向けた検討を進めます。

また、DVと児童虐待とは密接な関係にあると言われており、子どもの権利の視点からのアプローチも重要です。

DVなどによる被害が起きない、安全な社会や家庭を作るため、小さい頃からお互いの人権を尊重することを基調とした非暴力教育、人権教育をあらゆる機会を通じて推進し、暴力を容認するような表現や性犯罪を許さない社会環境の整備に向けた取り組みを進めます。

男女雇用機会均等法（*22）により事業主にはセクシュアル・ハラスメントの防止措置が義務付けられましたが、労働局雇用均等室に寄せられる相談件数は依然として全体の半数以上を占めています。企業をはじめ、学校や団体などのあらゆる場でセクシュアル・ハラスメントが社会的に許されない行為であることを普及啓発し、防止に向けた取り組みを推進します。

※基本目標5の施策の方向1、3～5は「仙台市DV防止基本計画」の具体的な施策にあたります。この施策の方向に、関連するデータ等を新たに加えて、「仙台市DV防止基本計画」として別刷りで製本しています。

第2章 男女共同参画の推進のための施策

施策の方向1 人権・非暴力の観点からの教育の充実

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>保育や教育活動の全体を通じ、発達段階に応じて、幼児・児童生徒に人権尊重の意識を涵養するための人権教育の充実を図り、男女平等教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人権教育の推進（再掲） 	子供未来局 教育局
2	<p>DVやデートDVの防止のため、若年層への啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●若年層へのより実効性のある啓発 ●高等学校等への出前講座の実施（再掲） ●非暴力の観点からの啓発（再掲） 	市民局

施策の方向2 男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発の充実（再掲）

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>発達段階に応じた性に関する指導の取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校におけるさまざまな教科や学級活動と関連付けた性教育の実施 ●小・中学校への出前講座の実施 ●産婦人科医などによる研修 ●母性保護知識の普及のための講習会などの開催 	子供未来局 教育局
2	<p>児童生徒の抱える悩みに応えるため、思春期相談事業等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所における児童相談の実施 ●子供相談支援センターにおける保護者向け「カウンセリング講習会」の実施 ●子供相談支援センターにおけるヤングテレホン相談及び面接相談の実施 	子供未来局

施策の方向3 DVの根絶に関する啓発と再発防止に向けた取り組みの推進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>研修会の開催や啓発リーフレットの作成・配布など、DVの防止に向けた取り組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●DV防止に向けた地域における研修会などの実施 ●DV防止キャンペーンの実施 ●DV防止啓発リーフレット等の作成・配布 ●児童虐待との関連についての啓発 	市民局 子供未来局

事業の概要／●主な取り組み		推進局
2	D V被害の再発防止に向けた検討を行います。 ●再発防止に向けた施策のあり方の検討	市民局

施策の方向 4 DV被害者に対する相談ネットワークの構築と支援体制の拡充

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	女性に対する暴力等に関わる相談対応の充実を図り、相談支援機能の一層の強化を図ります。 ●区保健福祉センターにおける相談の実施 ●女性への暴力電話相談の実施 ●エル・ソーラ仙台における女性相談事業の実施（再掲） ●カウンセリングの研修などの相談員研修の実施 ●男性相談事業の実施に向けた検討（再掲） ●家庭相談員等職員研修の実施 ●各種相談窓口の一層の周知 ●外国人女性に対する相談窓口の情報提供	市民局 子供未来局
2	被害を的確に把握し、適切な支援に結びつけるため、関係機関や地域住民との連携強化に努めます。 ●被害者を発見しやすい立場にいる支援者への情報提供などの実施 ●女性に対する暴力の防止に向けた地域における研修会などの実施 ●関係機関による連絡組織の設置 ●警察との連携強化	市民局 子供未来局

施策の方向 5 DV被害者の自立に向けた支援の拡充

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	D V被害者の相談から自立までの切れ目のない支援体制の構築を進めます。 ●配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討	市民局 子供未来局
2	緊急時において、宮城県による一時保護措置に結びつけるための適切な支援や、市の施設を利用した独自の一時保護事業を行うとともに、一時保護措置に至るまでの間の被害者の安全確保に努めます。 ●婦人相談所一時保護所への送致 ●母子生活支援施設緊急一時保護事業の実施 ●一時保護措置に至るまでの間の被害者の安全確保策の実施 ●民間シェルター活動支援	市民局 子供未来局

第2章 男女共同参画の推進のための施策

事業の概要／●主な取り組み		推進局
3	<p>D V被害者が地域で生活していくため、心理面の回復も含めた自立に向けた支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● D V被害者の市営住宅申込資格要件の緩和 ● D V被害者の就業等に向けた支援 ● 母子家庭及び寡婦自立促進対策事業の実施（再掲） ● 中間支援施設（ステップハウス）のあり方の検討 ● 地域での居場所づくりの検討 ● カウンセリングの研修などの相談員研修の充実（再掲） ● 精神保健福祉総合センターにおける精神保健相談の実施 ● 被害者の心理面の回復に向けた講座などの開催 ● 被害者支援に関わる人材の育成・支援 ● 自助グループの育成・支援 	市民局 健康福祉局 子供未来局 都市整備局
4	<p>D V被害者の居所情報などの適切な保護等により、被害の拡大を防止するとともに、適切な行政サービスの提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 被害者支援マニュアルの充実 ● 行政サービス手続きの一元化の実施 ● 関係部署の連携によるD V被害者情報の保護 ● 住民票の写し等の発行・閲覧の制限 ● 税証明の発行・固定資産課税台帳閲覧の制限 ● 児童と同居する被害者への子ども手当の支給 ● 被害者の国民健康保険加入の配慮 ● 関連業務担当者研修の実施 	財政局 市民局 子供未来局

施策の方向6 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発・研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業等への出前研修の実施 ● 学校での教職員向けセクシュアル・ハラスメント研修の拡充 ● スクール・セクハラ防止のための啓発・研修の実施 ● 社会福祉施設等へのセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの要請 	市民局 健康福祉局 子供未来局 教育局
2	<p>関係機関と連携してセクシュアル・ハラスメント等による人権侵害を受けた女性からの相談に対応するとともに、相談窓口の利用について周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「性別による差別等に関する相談窓口」における相談の実施及び相談窓口の周知 	市民局

施策の方向 7 女性や子どもへの性犯罪の防止対策の推進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	市民や地域団体などとの連携による啓発活動を推進し、性犯罪を許さない社会環境を醸成します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 女性に対する暴力の防止啓発リーフレット等の作成・配布 ● 性犯罪を許さない社会環境を醸成するための対策 ● 子どもへの性被害予防講座の実施 ● 学校での不審者情報一斉送信 	市民局 教育局

■ 宮城県（宮城県配偶者暴力相談支援センター）におけるDVに関する相談件数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談件数	778件	681件	761件	895件	999件	1,017件

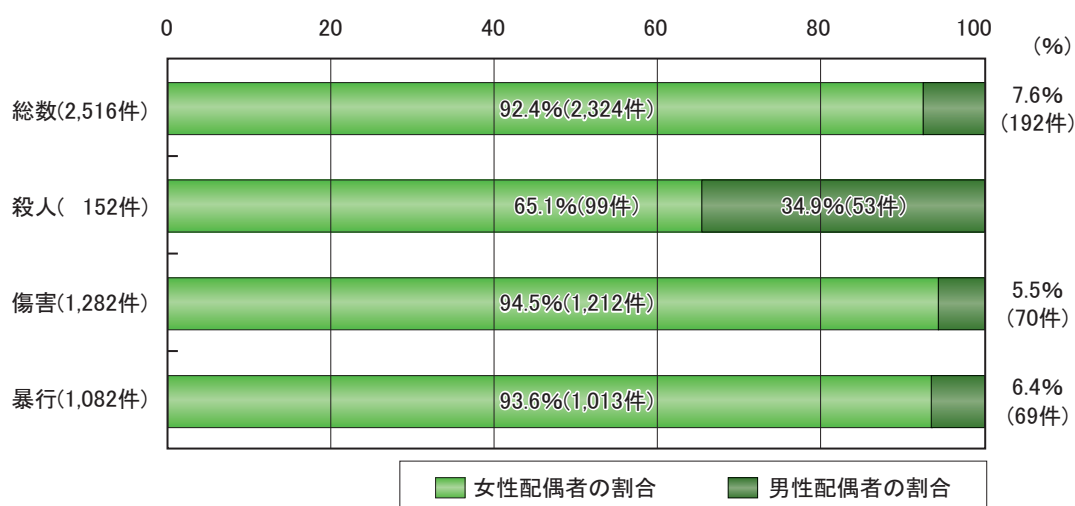
資料：宮城県保健福祉部女性相談センター

■ 宮城県警察におけるDV相談受案件数（宮城県警内）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
受案件数	372件	430件	568件	757件	843件	1,348件

資料：宮城県警察本部

■ 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（全国における検挙件数の割合）

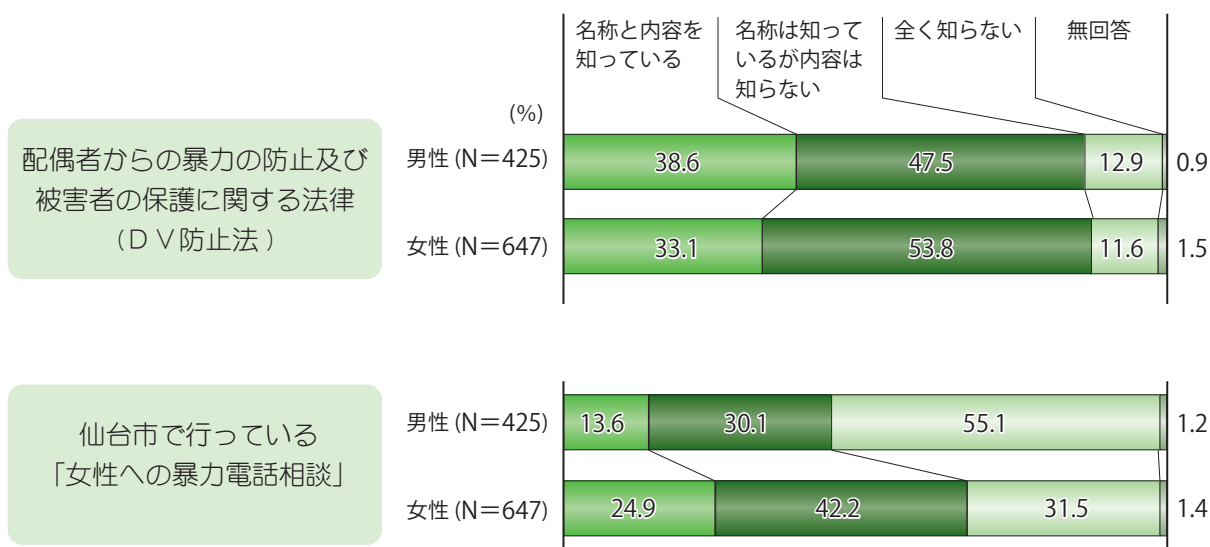


資料：警察庁調べ

（備考）平成21年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人・傷害・暴行を計上しています。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人・保険金目的殺人等、多様なものが含まれています。

第2章 男女共同参画の推進のための施策

■ 仙台市における配偶者やパートナー間での暴力等に関する法律・施設の認知度



資料：仙台市市民局男女共同参画課・(財) せんだい男女共同参画財団
「配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査 (平成 20 年度)」

■ 仙台市「女性への暴力電話相談」における相談件数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
相談件数	108件	95件	141件	124件	110件	128件	106件

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■ エル・ソーラ仙台における女性相談 (一般相談) における相談件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
一般相談	976件	1,065件	1,143件	1,138件
うちDVに関するもの	426件	587件	568件	506件

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■ 仙台地方裁判所における配偶者暴力に関する保護命令の新規受理件数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
受理件数	54件	47件	40件	54件	78件	74件	92件

資料：裁判所「司法統計」

基本目標 6 震災復興と地域づくりにおける男女共同参画

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード 9.0、仙台市では最大震度 6 強を記録しました。巨大地震と想像を絶する津波の襲来は、仙台市においても沿岸部を中心に多数の死傷者や行方不明者を出し、各地に甚大な被害をもたらしました。そして今、復旧から復興へと、未来を見据えた新たな活動への段階を迎えようとしています。今後の震災復興に向けては、世代や性別、国籍や文化の違いなどを超えて互いに認め合い、共に支え合う地域社会づくりが一層求められています。大震災の経験と教訓をすべての人々が共有し、男女共同参画の視点に立った震災復興・防災対策の取り組みを進めます。

今回の震災では、地域や避難所などさまざまな場において、町内会をはじめとする地域団体が中心となった支え合いや助け合いが行われ、地域コミュニティの重要性が再認識されました。また、避難所の運営等を通して、女性の視点を持って対応していくべき多くの課題も明らかになってきました。震災における多様な経験を今後に生かして次の世代に引き継いでいくためにも、それぞれの地域の特性を生かしながら「地域の絆」を深め、暮らしを営む男女が共に支え合っていく必要があります。そのためには、男女共同参画の視点の下に個々の創意を生かした地域づくりを進めていく必要があり、避難所の運営に限らず、地域において意思決定を行っていく場への女性の一層の参画が求められています。

地域における男女共同参画を推進していくうえでは、市民一人ひとりや地域団体・NPO・企業などの多様な主体との連携を深めていくことが大切です。（財）せんだい男女共同参画財団との連携により、市民活動団体への育成・支援の拡充や企業とのネットワークづくり、市民活動団体との協働の取り組みを進めていきます。

また、一人暮らしの高齢者や障害者、外国人など、自立して生活していくにあたり困難を抱えている人々が増加しています。今回の震災においては、災害弱者の孤立化が問題になっており、これらの人々が、地域において安心して生活していくために、互いに尊重して支え合う地域づくりが求められています。そのためには、男女共同参画の視点の下に、豊かなコミュニティの絆を構築する取り組みを市民活動団体と協働して進めて行く必要があります。地域の幅広い分野で、多様性を認め合う視点を取り入れることの効果を具体的な活動の中で示していきながら、身近なところから男女共同参画の意識を広げていきます。

第2章 男女共同参画の推進のための施策

施策の方向1 男女共同参画の視点からの震災復興・防災対策の推進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>男女共同参画の視点に立った震災復興・防災対策を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の視点に立った震災復興計画の策定 ●女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資の整備 ●女性のニーズを反映した避難所の運営体制の整備 ●女性の視点等に立った震災復興・防災対策に関する広報啓発の実施 ●市民活動団体との連携による被災者支援 ●震災に関する調査の実施 ●女性の地域防災リーダーの養成 	震災復興本部 市民局 消防局

施策の方向2 地域活動・NPO活動等における男女共同参画の推進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>地域団体やNPOなどに対し、意思決定過程に、より一層女性の意見が反映されるよう働きかけを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性の参画に関する地域団体（町内会等）への意識啓発（再掲） ●女性の参画に関するNPOへの意識啓発（再掲） 	市民局
2	<p>女性が地域活動等において活躍できるよう、必要な能力の育成・向上を図るための研修事業の実施や女性リーダーの交流機会の提供など、女性リーダーを育成し支援するための事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性リーダー養成のための啓発講座の実施（再掲） ●女性リーダーの交流・研修事業の実施（再掲） 	市民局

施策の方向3 男女共同参画に関する市民活動への支援拡充

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	<p>市民活動に関する情報提供や相談事業などを実施するとともに、市民活動の場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に向けた市民活動を促進するための情報提供やサポート ●学習情報の提供及び相談事業の実施 ●活動スペースの提供 	市民局 教育局

施策の方向4 企業との連携及び市民活動団体との協働の強化

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	企業と連携して、男女共同参画を推進する事業を実施します。 ●企業とのネットワークの形成（再掲）	市民局
2	市民活動団体との協働による事業や支援を実施します。 ●市民活動団体との協働事業を含めた市民活動支援の拡充	市民局

施策の方向5 男女共同参画推進センターと地域との連携による学習機会の拡充

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	地域との連携による男女共同参画に関する学習機会の提供に努めます。 ●男女共同参画に向けた学習情報の提供（再掲） ●男女共同参画推進センターにおける講座など学習・研修事業の実施 ●出前講座の実施 ●男女共同参画週間（6月23日～29日）に関連した事業の実施	市民局

施策の方向6 障害の有無や年齢，国籍や文化の違いにかかわらず共に支え合う地域づくりの推進

事業の概要／●主な取り組み		推進局
1	地域における一人暮らし高齢者等の見守り活動や生活支援活動を充実します。 ●小地域福祉ネットワーク活動への支援 ●「支え合いのまち推進プランー地域保健福祉計画ー」に基づく事業の推進	健康福祉局
2	多様な担い手による子育て支援の地域ネットワークの構築等により，豊かな地域社会の形成を図ります。 ●家庭訪問による育児指導・相談など，保育所における地域子育て支援事業の拡充 ●幼稚園における地域子育て活動に対する支援 ●児童館における地域子育て支援クラブの活動の支援 ●児童館における地域交流活動の推進 ●子育てふれあいプラザの運営 ●「仙台すくすくサポート事業」の拡充 ●子育て支援団体，育児サークルなどの自主グループに対する支援 ●さまざまな媒体による子育て情報の提供 ●育児グループ情報の提供	子供未来局

第2章 男女共同参画の推進のための施策

事業の概要／●主な取り組み		推進局
3	<p>家庭内で子育てしている親子の孤立化を防止し、親の育児不安などを地域全体で支えていくための取り組みを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 幼児健診における育児支援強化事業 ● 育児支援が必要な養育者への育児ヘルパーの派遣 ● 専門指導員や地区担当保健師による家庭訪問を通じた支援の提供 ● 子供相談支援センターにおける子育て何でも相談の実施 	子供未来局
4	<p>児童虐待を防止するため、地域ぐるみの取り組みを強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 区保健福祉センターにおける子供家庭総合相談窓口の充実 ● 区保健福祉センターの機能強化 ● 要保護児童対策地域協議会等の開催 ● 親へのケア・子へのケアのあり方の検討 ● 児童虐待の通報や相談に対する休日を含めた24時間体制による対応 ● 児童相談所の機能強化 	子供未来局
5	<p>外国人女性とその子どもが地域で安心して暮らせるための支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 多言語化による情報の提供 ● 窓口の多言語対応 ● ボランティア団体が行う相談事業への支援 ● せんだい日本語講座の開催 ● 日本語ボランティア養成講座の開催 ● 災害時言語ボランティアの育成 	市民局

■(財) せんだい男女共同参画財団と市民活動団体による協働事業

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
男女共同参画推進事業助成	応募13団体 交付5団体	応募8団体 交付2団体	応募13団体 交付4団体	応募11団体 交付7団体	応募11団体 交付8団体	応募9団体 交付3団体	応募4団体 交付3団体
企画協働事業	—	—	—	—	—	応募4団体 実施2団体	応募1団体 実施1団体

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■ 男女共同参画推進せんだいフォーラムの実施

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
日数	9日	10日	10日	10日	10日	11日	12日
参加延人数	2,181人	2,400人	2,865人	2,228人	2,473人	2,606人	2,907人
グループ企画	26団体	29団体	31団体	32団体	30団体	54団体	50団体

※平成20年度まではエル・パークフォーラムとして実施
資料：仙台市市民局男女共同参画課

■ 仙台市における児童館数等

	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月
児童館数	80ヶ所	84ヶ所	87ヶ所	93ヶ所	98ヶ所	100ヶ所	103ヶ所
保育所地域子育て支援事業実施保育所数	11ヶ所	15ヶ所	16ヶ所	17ヶ所	22ヶ所	22ヶ所	23ヶ所

資料：仙台市子供未来局子育て支援課・保育課

■ (財) せんだい男女共同参画財団による出前講座の実施

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
企業	1回	2回	2回	2回	3回	4回	6回
国・市・関係機関等	23回	25回	25回	10回	11回	9回	7回
高校・大学	0回	0回	0回	0回	0回	7回	6回
その他団体等	0回	0回	0回	0回	1回	1回	4回

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■ グループ紹介冊子「ぐるーぷなび」掲載団体数

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
掲載団体数	68団体	79団体	96団体	104団体	104団体	120団体	123団体

※「ぐるーぷなび」は、男女共同参画社会の実現に向けてエル・パーク仙台やエル・ソーラ仙台で活動する団体等を紹介する冊子で、(財)せんだい男女共同参画財団が発行しているものです。

資料：仙台市市民局男女共同参画課

■ 仙台市の外国人登録人口

	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成19年4月	平成20年4月	平成21年4月	平成22年4月
男性	5,025人	4,861人	4,849人	4,706人	4,823人	4,846人	4,979人
女性	5,246人	5,192人	5,278人	5,034人	5,082人	5,138人	5,084人

資料：仙台市市民局広聴統計課

第3章 今後5年間における 優先的・重点的な取り組みについて

近年の社会経済構造の急激な変化の中で、男女共同参画を取り巻く環境も大きく変化してきました。男女共同参画に関する仙台市の現状、これまでの取り組みなどを踏まえ、第2章で掲げた6つの基本目標の下、実効性の高い施策の推進を図るために、次の4つの項目に特に優先的・重点的に取り組んでいくこととします。また、それぞれの項目において重点課題を設定し、成果目標等を掲げます。

I 政策形成及び意思決定の場に女性の参画を進めます

政策の形成や意思決定の場における男女共同参画は、社会の根本となる部分です。しかしながら、政治や行政、そして企業の意思決定などの場への女性の参画は、いまだに少ない状況にあります。仙台市においても、市の審議会等における女性の登用率は目標に達していません。まずは、仙台市が率先して市の政策形成及び意思決定の場への女性の参画の促進に力を入れて取り組んでいきます。

重点課題

1 仙台市の審議会等における女性委員の登用率の向上

主な取り組み

- ◆ 目標値の周知並びに委員の改選時及び新規設置時の男女共同参画課との事前協議の徹底
- ◆ 女性人材リストの整備と活用
- ◆ 委員公募制の積極的な活用

2 仙台市の女性職員の管理職への登用促進

主な取り組み

- ◆ 女性職員のキャリア形成に対する意識の啓発
- ◆ ロールモデルの提供
- ◆ 男女共同参画の推進に配慮した職員研修の実施

【成果目標・モニタリング指標】

項目	現状 (直近値)	目標値 (平成27年度)	目標・指標	担当局等
市の審議会等における女性委員の割合	29.8% (平成22年度末)	35%以上 (平成27年度末)	成果目標	全局
女性委員がない市の審議会等の数	7 (平成22年度末)	0 (平成27年度末)	〃	全局
公募委員が参画している市の審議会等の数	8 (平成22年度末)	15 (平成27年度末)	〃	全局
市役所の女性職員の係長昇任試験受験率	19.2% (平成22年度)	25.0% (平成27年度)	〃	総務企画局 人事委員会事務局
市役所における女性管理職の割合	12.3% (平成23年4月1日現在)	15.0% (平成27年度末)	〃	総務企画局
仙台市の小中学校における女性管理職の割合	14.0% (平成23年4月1日現在)		モニタリング 指標	
民間企業(従業員数100人以上)における女性管理職(課長相当職)の割合 (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より)	7.0% (平成22年度)		〃	

II 男女共同参画の視点から地域における活動を広げます

男女共同参画社会の実現には、個人の生活を取り巻く身近な場での意識の変化や女性の参画による課題解決が重要となります。人々の暮らしの場である地域には、いまだに固定的な役割分担意識が根強く残り、意思決定に関わる役職の多くが男性に偏っているなどの現状があります。地域団体等の意思決定過程への女性の参画を促し、男女が共に暮らしやすい地域づくりの促進を図ります。

少子高齢化の急速な進展、単身世帯の増加などに伴い、地域課題が複雑さを増す一方で、活動の担い手の高齢化や固定化が指摘されています。地域のさまざまな課題の解決に向け、男女がお互いに尊重し合い共に支え合うコミュニティを構築するため、地域課題に対応した男女共同参画の視点からの情報発信や啓発、市民活動支援等を一層推進していきます。

また、地域での震災復興・防災対策の取り組みにおいても、男女共同参画の視点をしっかりと持ちながら進めていきます。

第3章 今後5年間における 優先的・重点的な取り組みについて

重点課題

1 地域との連携による学習機会の拡充

主な取り組み

- ◆男女共同参画推進センターにおける講座など学習・研修事業の実施
- ◆出前講座の実施

2 男女共同参画に関する市民活動への支援の拡充

主な取り組み

- ◆市民活動団体との協働事業の実施
- ◆活動スペースの提供
- ◆男女共同参画に向けた市民活動を促進するための情報提供

3 女性の視点を反映した震災復興・防災対策の推進

主な取り組み

- ◆男女共同参画の視点に立った震災復興計画の策定
- ◆女性の視点等に配慮した災害用備蓄物資の整備
- ◆女性のニーズを反映した避難所の運営体制の整備
- ◆女性の視点等に立った震災復興・防災対策に関する広報啓発の実施

【成果目標・モニタリング指標】

項目	現状 (直近値)	目標値 (平成27年度)	目標・指標	担当局等
(財)せんだい男女共同参画財団による市民活動支援メニュー利用団体数(※1)	137団体 (平成21年度)	147団体 (平成27年度)	成果目標	市民局
(財)せんだい男女共同参画財団による出前講座の実施数	23件 (平成22年度)	30件 (平成27年度)	〃	市民局
固定的役割分担意識についての賛成・反対の割合(※2) (男女共同参画課「家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査」より)	男性 「反対」または 「どちらかと言えば反対」 37.9% 女性 「反対」または 「どちらかと言えば反対」 48.1% (平成21年度)		モニタリング 指標	

項目	現状 (直近値)	目標値 (平成27年度)	目標・指標	担当局等
男女共同参画に関する講座開催数（男性が受講しやすいテーマや時間帯を考慮したもの）	92事業 (平成21年度)		モニタリング 指標	
P T A会長に占める女性の割合	29.5% (平成23年4月1日現在)		〃	
町内会長に占める女性の割合	8.9% (平成23年4月1日現在)		〃	
地域防災リーダー研修を受講した女性の数			〃	

※1（財）せんだい男女共同参画財団が実施する協働事業や自助グループ支援等の市民活動支援メニューを利用した団体数。

※2「家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査」において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、あなはたどう思いますか。」という考え方についてうかがった。

Ⅲ 男女の仕事と生活の調和の取り組みを広げます

仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。男女がともに、仕事・家庭生活・地域生活など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる社会づくりが必要であり、そのためには働く世代の男女が互いに尊重し合いながら、家事や子育て・介護、地域活動や生涯学習など生活と調和を図ることが求められています。

男性も直面する家事・子育てや介護の課題を解決し、長時間労働の抑制や働き方の見直しを進めていくために、男性の視点からのアプローチや男女共同参画に対する男性の理解に向けた取り組みを進めるとともに、企業の実態を把握し、企業に向けての啓発を進めるなど男性の理解に向けた取り組みを一層推進していきます。

重点課題

1 男性の家事や子育てなどへの参加促進

主な取り組み

- ◆ 男性の家事・育児・介護等への参加促進に向けた啓発
- ◆ 仕事と生活の調和に向けた各種講座の実施

第3章 今後5年間における 優先的・重点的な取り組みについて

2 企業における仕事と生活の調和の促進に関する調査と優良事例の 広報啓発

主な取り組み

- ◆ 男女共同参画に関する事業所実態調査の実施
- ◆ ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの実施
- ◆ 勤労者福祉ガイドブックの発行・配付

3 保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開

主な取り組み

- ◆ 認可保育所の定員拡充
- ◆ 延長保育の拡充
- ◆ 児童館整備事業の実施

【成果目標・モニタリング指標】

項目	現状 (直近値)	目標値 (平成27年度)	目標・指標	担当局等
「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」という用語の周知度 (男女共同参画課「家事や育児等と仕事との両立に関する意識調査」より)	38.0% (平成21年度)	100.0% (平成26年度)	成果目標	市民局 子供未来局
未就学児のいる男性の一日の平均家事時間(※1) (男女共同参画課「家事時間調査」より)	97分 (平成22年度)	120分 (平成27年度)	〃	市民局
男性が参加しやすい介護研修の参加者数	介護ライター講座 124人 土・日曜日に実施する 介護講座 651人 (平成22年度)	延べ参加者 800人 (平成27年度)	〃	健康福祉局
市役所における男性の育児休業取得率	対象職員の1.8% (平成21年度)	対象職員の5% (平成26年度)	〃	総務企画局
認可保育所定員数	12,045人 (平成23年4月)	12,850人 (平成27年当初)	〃	子供未来局
一時預かり・特定保育 延べ利用児童数	60,900人(見込) (平成21年度)	86,200人 (平成26年度)	〃	子供未来局
延長保育 延べ利用児童数	16,400人(見込) (平成21年度)	26,400人 (平成26年度)	〃	子供未来局
病児・病後児保育実施 施設数	4箇所 (平成21年度)	5箇所 (平成26年度)	〃	子供未来局

項 目	現状 (直近値)	目標値 (平成27年度)	目標・指標	担当局等
産休明け保育実施施設数	34箇所 (平成21年度)	44箇所 (平成26年度)	成果目標	子供未来局
事業所内保育施設定員数	641人 (平成22年当初)	690人 (平成27年当初)	〃	子供未来局
介護保険関連施設の定員	平成24年度からの新たな介護保険事業 計画に基づき目標値を設定する		〃	健康福祉局
保育所待機児童数	498人 (平成23年4月1日現在)		モニタリング 指標	
介護・看護時間の男女比 (介護をしている者対象) (総務省「社会生活基本調査」 より)	男性 9分/日 女性 47分/日 (平成18年度)		〃	
15歳以上人口における 女性の労働力率	48.8% (平成17年)		〃	
女性が職業を持つこと についての考え方の割合 (男女共同参画課「家事や育児等 と仕事との両立に関する意識調 査」より)	女性は職業を 持たない方がよい 1.3% (平成21年度)		〃	
宮城県における労働者 の平均年齢・平均勤続 年数 (宮城県「労働実態調査」より)	平均年齢 男性 41.5歳 女性 38.7歳 平均勤続年数 男性 13.3年 女性 10.1年 (平成22年)		〃	
既婚女性の結婚・妊娠・ 出産・育児をきっかけ とする退職経験の有無 (男女共同参画課「家事や育児等 と仕事との両立に関する意識調 査」より)	63.5% (平成21年度)		〃	
宮城県に認定されたポ ジティブ・アクション (*23)に取り組む企 業数	105社 (平成23年2月現在)		〃	
宮城県における次世代 認定マーク(くろみん) (*24)取得企業数 (宮城労働局雇用均等室より)	14社 (平成23年6月現在)		〃	

※1 家事時間には、育児・介護等に要する時間を含む。

第3章 今後5年間における 優先的・重点的な取り組みについて

IV DVの防止と被害者支援を進めます

DV被害の未然防止及び被害者保護のためには、被害を発見する立場にある支援者、関係行政職員等、そして市民がDVについての知識を持ち、行動することが不可欠です。効果的な啓発・学習機会の提供等を実施するとともに、予防の観点から若年層への啓発を推進します。

平成19年にDV防止法が改正され、市町村での配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となりました。宮城県内には配偶者暴力相談支援センターは1カ所しかなく、県の人口のおよそ45%を占める仙台市においてもその機能を担うことが求められています。また、同センターの設置は、DVについての認知、相談窓口の周知への大きな効果が期待できます。潜在している被害者も多いと推測されることから、相談窓口のさらなる周知と相談機能の一層の充実に努めます。

地域には、定期的に相談機関につながりながら生活している被害者や、加害者から離れ新たに生活を始める被害者が存在しますが、これらの被害者への支援が十分とはいえない状況です。生活の支援や心のケアなどNPO等との連携のもと取り組んでいきます。

重点課題

1 DVの根絶と被害者支援に向けた啓発の拡充

主な取り組み

- ◆被害者を発見しやすい立場にいる支援者への情報提供などの実施
- ◆女性に対する暴力の防止に向けた地域における研修会などの実施
- ◆高等学校等への出前講座の実施
- ◆関連業務担当者研修の実施

2 相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実

主な取り組み

- ◆区保健福祉センターやエル・ソーラ仙台における相談の実施
- ◆各種相談窓口の一層の周知
- ◆カウンセリングの研修などの相談員研修の実施

3 配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討

主な取り組み

- ◆配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討

4 地域での被害者支援

主な取り組み

- ◆ 被害者の心理面の回復に向けた講座などの開催
- ◆ DV被害者の就業等に向けた支援
- ◆ 被害者支援に関わる人材の育成
- ◆ 地域での居場所づくりの検討

【成果目標・モニタリング指標】

項目	現状 (直近値)	目標値 (平成27年度)	目標・指標	担当局等
DV防止法の認知度 (男女共同参画課「配偶者やパートナー等との間における暴力に関する調査」より) ※「名称と内容を知っている」と「名称は知っているが内容は知らない」の合計	86.4% (平成20年度)	100.0% (平成27年度)	成果目標	市民局
配偶者暴力相談支援センターの周知度(同上)	13.8% (平成20年度)	50.0% (平成27年度)	〃	市民局
仙台市における配偶者等からの暴力に関する相談件数 (各区面接、エル・ソーラ仙台、女性への暴力電話相談の合算)	1,907件 (平成22年度)		モニタリング 指標	
宮城県警察におけるDVに関する相談受理件数 (宮城県警察本部より)	1,348件 (平成22年)		〃	
宮城県配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数 (宮城県女性相談センターより)	1,017件 (平成22年度)		〃	
DV防止法に基づく保護命令の新規受理件数 (裁判所「司法統計」より)	92件 (平成22年)		〃	
婦人相談所一時保護所への送致件数	38件 (平成22年度)		〃	
住民基本台帳事務におけるDV被害者の支援措置申出件数	303件 (平成22年度)		〃	

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

男女共同参画の推進にかかる施策は広範囲にわたるため、全庁的な問題としてとらえていくことが必要です。そのため、市長を本部長とし、副市長、各局・区長、会計管理者及び各公営企業管理者を構成員とする「仙台市男女共同参画推進本部」において、全市的な総合的かつ効果的な施策の推進を図ります。また、推進本部の目的を達成するために設置している「仙台市男女共同参画推進本部幹事会」（幹事：各局・区主管課長）において、必要に応じ課題ごとの部会を置くなどにより横断的な調整・検討を行うとともに、より個別的な課題について、随時、関係局間で企画・調整を図る場を設け、より具体的に協議するなどしながら、実効性のある施策展開を進めます。

(2) 仙台市男女共同参画推進審議会

男女共同参画に関する知識や経験を有する学識経験者等によって構成される「仙台市男女共同参画推進審議会」は、市長の諮問に応じて市の男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項についての提言や、本計画の推進状況に関する評価を行います。市では、審議会からの意見や評価を受け、施策のより効果的な推進を図ります。

(3) 財団法人せんだい男女共同参画財団との連携

女性の自立と社会参画を促進する事業や、男女平等を阻害するさまざまな問題の解決を目指した市民の主体的な活動の支援・育成事業などを実施している「財団法人せんだい男女共同参画財団」（平成13年4月設立）との連携を強め、市民との協働により、施策の一層の推進を図ります。

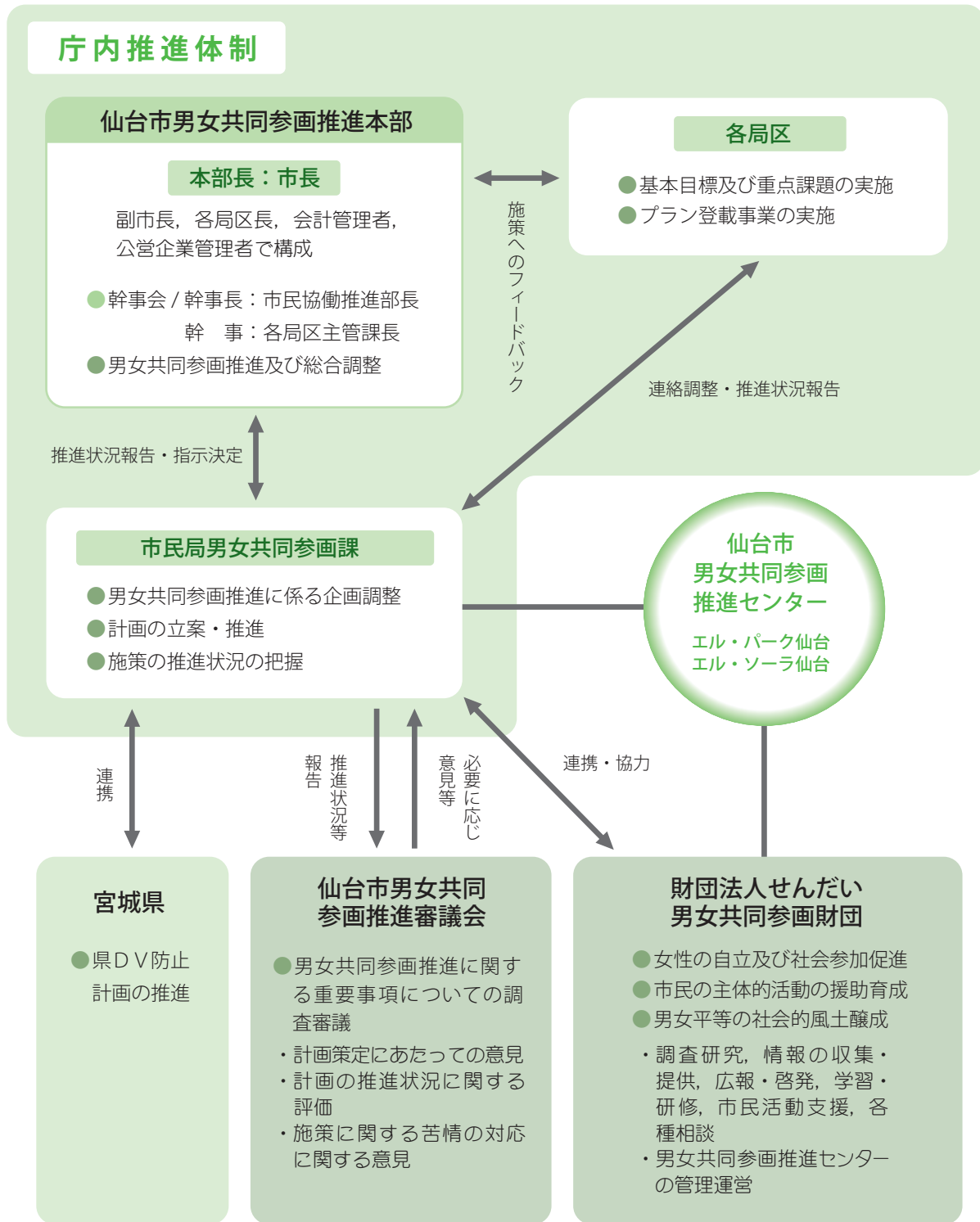
(4) 宮城県との連携

本計画は、DV防止法に基づく仙台市の基本計画でもあり、宮城県との取り組みと相互に十分に調整を図りながら、効果的な施策展開を図ります。

(5) 推進拠点

「エル・パーク仙台」と「エル・ソーラ仙台」の2館体制による「男女共同参画推進センター」は、本市の男女共同参画推進の拠点施設として運営していきます。「男女共同参画推進センター」においては、市民の学習及び自主的活動の総合的な拠点として、学習・研修事業や情報提供事業、調査・研究や相談支援事業などの一層の充実を図ります。

●「男女共同参画せんだいプラン 2011」推進体制



2 計画を効果的に推進するための取り組み

本計画の推進状況については、年度ごとに把握し、評価を行い、その結果を公表するなど、適切な進行管理を行います。

計画の評価については、事業担当部局による自己評価、男女共同参画課による評価に加え、重点課題について、男女共同参画推進審議会の中で必要に応じて提案や助言をいただくなど、より客観的な評価手法を導入します。

また、評価を行うにあたっては、具体的な数値目標を定めて、それを客観的に評価できることが重要であることから、特に重点課題については、数値目標を設定し、その達成に向けて事業展開を図るとともに、仙台市が事業として直接推進できないものについても、定期的に指標を追うことにより推移を見守っていくことで、計画の実効性を高めていきます。

用語解説

* 1 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11年(1999年)に制定された法律。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

* 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

配偶者からの暴力((※18)のドメスティック・バイオレンスの項目参照)に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13年(2001年)に制定された法律。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、配偶者暴力相談支援センターや被害者の保護や保護命令制度に関する事項を定めている。

* 3 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的として平成15年(2003年)に制定された法律。子育て家庭への支援その他の子育て環境の整備、雇用環境の整備等の取り組みに関し、基本理念を定め、国・地方公共団体・事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めている。

* 4 仙台市男女共同参画推進条例

男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等のまちの実現に資することを目的として市が平成15年(2003年)に制定した条例。男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市・事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めている。

* 5 NPO

非営利組織のこと。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し利益を分配することを目的としない団体の総称。

* 6 仙台市男女共同参画推進センター

男女共同参画を推進し、男女平等のまちの実現に資するとともに、市民に文化活動の場を提供し、市民の生活文化の向上に寄与することを目的として、仙台市男女共同参画推進センター条例に基づき仙台市が設置した施設。市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取り組みへの支援など、男女共同参画推進施策を実施する拠点施設であり、エル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の2館体制で運営されている。

用語解説

* 7 (財) せんだい男女共同参画財団

仙台における女性の自立及び社会参加を促進する事業並びに男女平等を阻害するさまざまな問題の解決をめざした市民の主体的な活動の援助助成を行うとともに、男女平等の社会的風土づくりを進め、もって「男女平等のまち・仙台」の早期実現に寄与することを目的として、平成13年(2001年)に設立された財団法人。男女共同参画社会の形成の促進に向けた調査研究や女性のエンパワメントのための学習支援、研修及び交流促進に取り組むほか、仙台市から男女共同参画推進センターの指定管理を受けて、指定管理者としてエル・パーク仙台とエル・ソーラ仙台の管理・運営を行っている。

* 8 ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデル。

* 9 女性人材リスト

職業や専門分野等を掲載した審議会等の女性委員候補者の名簿。市政に重要な役割を果たす審議会等の委員として、積極的に女性の登用を進めるため、審議会等を所管する部署に向けて情報提供を行うものであり、男女共同参画課が更新・管理を行っている。

* 10 ゼロ委員会

市の審議会等において、女性委員が一人もない審議会等。

* 11 HIV

ヒト免疫不全ウイルスのこと。感染すると徐々に白血球の働き(免疫)が低下し、体内に侵入してきたウイルスや細菌などの繁殖に対して抵抗できなくなる。感染後は、自覚症状が現れない無症候期(数年～10年以上)を経て、健康な状態ではかからないさまざまな病気を発症するようになる。これらの病気を総称してエイズという。性感染症の1つでもあり、HIV感染者とエイズ患者ともに男性が大多数を占めている。

* 12 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

男女がともに、人生の各段階において、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らの希望に沿った形で、バランスを取りながら展開できる状態を実現すること。

用語解説

* 13 子育てふれあいプラザ

本市が設置する子育てを総合的に支援する施設で、愛称は「のびすく」。子育てをする市民への交流の場の提供、親子が一緒に過ごせる場の提供、子育てに関する相談、情報提供等を行っている。

* 14 せんだい保育室

本市が保育環境・保育内容・保育従事者等について独自の基準を定め、それらの基準を満たす施設を認定し、助成する認可外保育施設。駅前などの商業地域で認可保育所とほぼ同等のサービスを提供する「A型」と、比較的小規模で認可保育所に準じたサービスを提供する「B型」がある。

* 15 家庭保育福祉員

就労や病気などで乳幼児を昼間保育できない保護者に代わり自宅等で保育する者で、一定の要件を満たした者が本市により認定される。少人数の家庭的な雰囲気の中でゆったりと保育し、子ども一人ひとりの生活リズムや発達段階、心身の状態に応じたきめ細やかな保育を行っている。

* 16 ダイバーシティ

多様性のこと。多様な人材あるいは人材の多様性を生かすことが組織の活力や創造性を高めることに貢献するという考え方を背景に、人種・国籍・性別・年齢等を問わずに人材を活用すること。とりわけ企業活動においては、多様な視点や価値観を生かすことにより、ビジネス環境の変化に柔軟・迅速に対応できると考えられている。

* 17 母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭等の生活の安定と向上並びに母子家庭の母及び寡婦の自立を図り就業を支援することを目的としており、母子家庭の母及び寡婦に対する就業相談・就業支援講習会の実施、就業情報の提供など、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、父子家庭の父も含め、法律相談や生活一般相談を実施している。

* 18 ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者やパートナーなど親密な関係にある者（過去にそのような間柄にあった者も含む）から振られる暴力のこと。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」では、「配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する不法な攻撃で生命・身体に危害を及ぼすものまたはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（過去に受け、婚姻関係の解消後も、配偶者であった者から引き続き受けける攻撃・言動を含む）」を「配偶者からの暴力」としている。

用語解説

*19 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、相手方に不利益を与え、または相手方の生活環境を害すること。雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得る。

*20 デートDV

交際相手からの暴力。配偶者からの暴力であるDVに対して、婚姻関係にない男女間で起こる暴力や支配的な行動をデートDVと呼んでいる。

*21 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、被害者からの相談、医学的・心理学的な指導、緊急時における安全確保・一時保護、就労・住居・保護施設の利用等に関する情報提供その他の援助を行う。都道府県の婦人相談所その他の施設においてその機能を果たすこととされ、また、平成19年(2007年)の法改正により、市町村の適切な施設においてもその機能を果たすよう努めるものとされた。

*22 男女雇用機会均等法

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関し、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的として昭和47年(1972年)に制定された法律。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。

*23 ポジティブ・アクション

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

*24 次世代認定マーク（くるみん）

次世代育成支援対策推進法（※3）の次世代育成支援対策推進法の項目参照）に基づき厚生労働大臣が定める「認定を受けた旨の表示」であり、愛称を「くるみん」と言う。同法に基づき次世代育成支援対策を推進した企業が、行動計画に定めた目標を達成する等の認定基準を満たすことにより、厚生労働大臣から認定を受けることができる。認定を受けた企業は、同法に基づき「認定を受けた旨の表示」を商品等に付すことができ、次世代育成支援対策に積極的に取り組んでいる企業であることが周知され、企業イメージの向上等が期待される。

参考資料

1 計画の策定過程

平成 22 年	
5月10日	第1回仙台市男女共同参画推進審議会 <ul style="list-style-type: none">●市長より「男女共同参画推進のための計画のあり方」について諮問●計画期間や基本理念等についての審議
5月31日	関係団体に対するヒアリング（第1回）
6月9日	第2回仙台市男女共同参画推進審議会 <ul style="list-style-type: none">●ヒアリング（5月31日実施）の報告●専門分野における委員からの報告（DV）
6月23日	関係団体に対するヒアリング（第2回）
7月1日	第3回仙台市男女共同参画推進審議会 <ul style="list-style-type: none">●ヒアリング（6月23日実施）の報告●専門分野における委員からの報告（学校教育・企業）
7月28日	公開ヒアリング
8月10日	第4回仙台市男女共同参画推進審議会 <ul style="list-style-type: none">●平成21年度における現計画の進捗状況についての審議●（財）せんだい男女共同参画財団の事業報告●公開ヒアリング（7月28日実施）の報告●現計画における重点課題ごとの評価等についての審議
9月9日	第5回仙台市男女共同参画推進審議会 <ul style="list-style-type: none">●新計画の枠組みについての審議（1）●DV防止計画の取り扱いについての審議●新計画における施策の評価のあり方についての審議
10月13日	第6回仙台市男女共同参画推進審議会 <ul style="list-style-type: none">●新計画の枠組みについての審議（2）●新計画における重点課題についての審議

平成 22 年	
11月 4日	<p>第7回仙台市男女共同参画推進審議会</p> <p>●「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）（案）」についての審議</p>
12月 1日	<p>「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」公表</p> <p>市民意見募集（12月1日～12月28日）</p>
12月21日	<p>「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」の公聴会</p>
平成 23 年	
1月20日	<p>第8回仙台市男女共同参画推進審議会</p> <p>●「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について - 答申 -（案）」についての審議</p>
2月17日	<p>第9回仙台市男女共同参画推進審議会</p> <p>●「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について - 答申 -（案）」についての審議</p>
3月30日	<p>「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について」（答申）</p>
9月15日	<p>仙台市男女共同参画推進本部</p> <p>●「男女共同参画せんだいプラン 2011（案）」についての協議</p>

参考資料

2 仙台市男女共同参画推進審議会委員名簿

(任期：平成21年9月1日～平成23年8月31日)

	氏名	職業等
会長	たかはし みつる 高橋 満	東北大学大学院教育学研究科教授
副会長	しもえびす みゆき 下 夷 美 幸	東北大学大学院文学研究科准教授
委員	おおつか けんじ 大塚 憲 治	宮城県さくらハイツ施設長兼宮城県コスモスハウス施設長
〃	かわさき ゆうこ 河崎 祐 子	東北大学大学院法学研究科准教授
〃	きくち しょういち 菊地 昭 一	仙台市議会市民教育委員会委員長 (任期：～平成22年6月8日)
〃	くまがい りょうこ 熊谷 涼 子	太白区育児サークル応援隊たい子さん副隊長
〃	くまざわ ゆみ 熊沢 由 美	東北学院大学経済学部准教授
〃	くらしげ もとかず 倉 茂 基 一	アイリスオーヤマ株式会社人事部マネージャー
〃	さとう しんや 佐藤 慎 也	山形大学地域教育文化学部教授
〃	さとう みさ 佐藤 美 砂	弁護士
〃	さとう わかこ 佐藤 わか子	仙台市議会市民教育委員会委員長 (任期：平成22年6月17日～)
〃	たまぶち やすお 玉 洸 安 夫	仙台市立袋原小学校校長 (～平成23年3月31日) 仙台市立連坊小路小学校校長 (平成23年4月1日～)
〃	ばく ひよんすく 朴 賢 淑	公募委員
〃	はらだ としお 原 田 俊 男	宮城労働局雇用均等室長 (任期：平成22年4月1日～)
〃	ひらい みどり 平 井 みどり	公募委員
〃	ほんだ のりこ 本 田 紀 子	宮城労働局雇用均等室長 (任期：～平成22年3月31日)
〃	もちづき みちこ 望 月 美知子	つつじが岡メンタルクリニック院長

(委員は五十音順)

3 仙台市男女共同参画推進条例

平成一五年三月一四日
仙台市条例第三号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等をめざす取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など国際社会における取組とも連動しつつ進められ、本市においても、市民活動との連携を図りながら着実に展開されてきたが、性別による固定的な役割分担等を背景とする諸課題はいまだ残されており、なお一層の取組が求められている。

さらに、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化等社会経済情勢の急速な変化に対応し、やさしさと活力に満ちた魅力ある都市・仙台を創造していく上でも、男女が、その個性と人権を尊重し合うとともに、性別にかわりなく、多様な生き方を自ら選択し、その能力を十分に発揮できる男女平等のまちの実現が重要な課題となっている。

このような認識のもと、本市は、市民及び事業者との協働により、男女平等のまちをめざして男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等のまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んぜられること、性別を理由とする差別的取扱いを受けないこと、個性と能力を発揮する機会が等しく確保され、かつ、公正に評価されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対してできる限り影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職域及び地域における活動その他の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(市の役割)

第四条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を決定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体等と連携を図り、これらの者の協力を得て男女共同参画を推進しなければならない。

参考資料

（事業者の役割）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に従事する男女について、能力や適性に応じて事業活動に参画する機会を等しく確保し、かつ、公正に評価すること、職場における活動と家庭生活における活動とを両立することができる環境づくりを行うことその他の事業活動を行うに当たっての男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

（市民の役割）

第六条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めるものとする。

（性別による人権侵害の禁止）

第七条 何人も、次に掲げる行為により人権を侵害してはならない。

- 一 性別による差別的取扱い
- 二 セクシュアル・ハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によってその相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。）
- 三 配偶者等に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）

（計画の策定）

第八条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「計画」という。）を策定しなければならない。この場合において、市長は、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、仙台市男女共同参画推進審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

（年次報告）

第九条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（政策の立案及び決定への共同参画）

第十条 市は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、性別にとらわれることなく、積極的に職員の能力を開発し、その能力や適性を重視した登用等を行うものとする。

（普及広報等）

第十一条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進についての理解を深めることができるよう、普及広報活動、教育及び研修機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民及び事業者への支援）

第十二条 市は、事業活動（自営業に係るものを含む。）の場における男女共同参画が推進されるよう、情報の提供、研修機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女がともに家庭生活における活動と職域や地域等における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

3 市は、男女が、互いの性及び妊娠、出産等に関する事項について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたって健康な生活を営むことができるよう、必要な支援を行うものとする。

4 市は、第七条に規定する行為の防止のため、広報及び研修機会の提供その他の必要な措置を講ずるとともに、当該行為により被害を受けた者等に対し、関係機関との連携の下に、必要な支援を行うものとする。

（調査研究）

第十三条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な調査及び研究を行い、その成果を男女共同参画推進施策に反映させるよう努めるものとする。

(相談及び苦情の申出への対応)

- 第十四条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係機関との連携の下に、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 市長は、市が実施する施策について、市民又は事業者から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合には、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、市長は、仙台市男女共同参画推進審議会の意見を聴くことができる。

(拠点施設)

- 第十五条 市は、仙台市男女共同参画推進センター条例(昭和六十一年仙台市条例第三十五号)に基づき設置された施設を、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組への支援その他の男女共同参画推進施策を実施する拠点施設とする。

(男女共同参画推進審議会)

- 第十六条 男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査審議するため、仙台市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
- 一 第八条第一項に規定する事項
 - 二 第十四条第二項に規定する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないよう努めるものとする。
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

- 第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

参考資料

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成十九年七月十一日法律第百十三号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律という「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

参考資料

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やおを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やおを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

参考資料

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同じく同居している子及び配偶者と同じく同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならぬことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないときは又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発

することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がな

参考資料

- いことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるときは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及

び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

参考資料

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十六年六月二日法律第六十四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成十九年七月十一日法律第百十三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

5 男女共同参画に関する仙台市及び国内外の動き

年	仙台市の動き	日本の動き	国連の動き
1975年 (昭和50年)		○婦人問題企画推進本部設置	○国際婦人年(目標:平等,発展,平和) ○国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択
1977年 (昭和52年)		○「国内行動計画」策定 ○国立婦人教育会館(ヌエック)開館	
1979年 (昭和54年)			○国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択
1980年 (昭和55年)			○「国連婦人の10年」-平等,発展,平和-中間年世界会議(コペンハーゲン) ○「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1981年 (昭和56年)	○(仮称)仙台市婦人文化センター建設検討/市内婦人団体との懇談会開催	○「国内行動計画後期重点目標」策定	
1983年 (昭和58年)	○(仮称)仙台市婦人文化センター建設基本計画策定		
1984年 (昭和59年)	○市民局内に婦人青少年課を設置		○「国連婦人の10年」-平等,発展,平和-の成果を検討し評価するための世界会議のためのエスキャップ地域政府間準備会議開催(東京)
1985年 (昭和60年)		○「国籍法」の改正 ○「男女雇用機会均等法」の公布 ○「女子差別撤廃条約」批准	○「国連婦人の10年」-平等,発展,平和-ナイロビ世界会議(西暦2000年に向けての)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986年 (昭和61年)		○婦人問題企画推進本部拡充(構成全省庁に,任務拡充)	
1987年 (昭和62年)	○仙台市婦人文化センター(エル・パーク仙台)開館 ○仙台市婦人問題懇話会設置	○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1989年 (平成元年)	○仙台市婦人問題行政連絡会議設置	○学習指導要領の改訂(家庭科教育における男女同一の教育課程の実現等)	
1990年 (平成2年)			○国際経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択

参考資料

年	仙台市の動き	日本の動き	国連の動き
1991年 (平成3年)	○「仙台市女性行動計画」策定 ○仙台市女性問題協議会発足 ○婦人青少年課から独立し「女性企画課」に	○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○「育児休業法」の公布	
1992年 (平成4年)	○「仙台市審議会等への女性の登用促進要綱」制定		
1994年 (平成6年)		○男女共同参画室, 男女共同参画審議会, 男女共同参画推進本部設置	○「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ○「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択
1995年 (平成7年)		○「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	○第4回世界女性会議—平等, 開発, 平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択
1996年 (平成8年)		○男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 ○男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク発足) ○「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)	○女性問題協議会から「女性行動計画見直しに向けて」提言	○「男女雇用機会均等法」の改正 ○「介護保険法」の公布	
1998年 (平成10年)	○「男女共同参画せんだいプラン—男女平等のまち・仙台をめざして—」策定	○男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法—男女共同参画を形成するための基礎的条件づくり—」答申	
1999年 (平成11年)	○組織改正により女性企画課が「男女共同参画課」に ○女性問題協議会が「ジェンダーフリー推進協議会」に名称変更(委員公募実施)(以下「GF推進協議会」という) ○女性問題行政連絡会議が「男女共同参画推進本部」に	○「男女共同参画社会基本法」の公布・施行 ○「食糧・農業・農村基本法」の公布・施行(女性の参画の促進を規定) ○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	○エスキャップハイレベル政府間協議(バンコク)
2000年 (平成12年)		○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ○「男女共同参画基本計画」閣議決定	○国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)

年	仙台市の動き	日本の動き	国連の動き
2001年 (平成13年)	<ul style="list-style-type: none"> ○財団法人せんだい男女共同参画財団設立 ○GF推進協議会に「男女共同参画推進に関する条例のあり方」についての検討を依頼 ○「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という)の施行 ○「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画せんだいプラン」一部改訂 ○GF推進協議会が「(仮称)女性センター基本構想について」「男女共同参画推進に関する条例のあり方について」提言 ○「(仮称)男女共同参画センター基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」完全施行 	
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画推進条例」公布・施行 ○エル・ソーラ仙台整備工事竣工・開館 ○「性別による差別等に関する相談窓口」開設 ○「仙台市男女共同参画推進審議会」設置 ○エル・パーク仙台「市民活動スペース」改修 	<ul style="list-style-type: none"> ○「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ○「少子化社会対策基本法」公布・施行 	
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進のための計画のあり方について」答申 ○「男女共同参画せんだいプラン2004」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」改正 	
2005年 (平成17年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)
2006年 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女雇用機会均等法」改正 	
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「DV防止法」改正 ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 (労働条件の文書交付・説明義務、均衡のとれた待遇の確保の促進、通常の労働者への転換の推進、苦情処理・紛争解決援助、事業主等支援の整備) 	
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ○エル・パーク仙台「ギャラリーホール・スタジオホール」改修 		

参考資料

年	仙台市の動き	日本の動き	国連の動き
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画『(仮称) 男女共同参画せんだいプラン(2009-2010)』のあり方について」答申 ○「男女共同参画せんだいプラン2009-2010」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」改正 (短時間勤務制度の義務化, パパママ育休プラス, 専業主婦(夫)除外規定の廃止, 介護休暇制度創設) 	<ul style="list-style-type: none"> ○女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議・最終見解の公表
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> ○「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災の影響によりエル・パーク仙台及びエル・ソーラ仙台が休館 (復旧工事後に開館) ○男女共同参画推進審議会が「男女共同参画推進のための計画のあり方について」答申 ○施設の見直しによりエル・ソーラ仙台を改修 ○「男女共同参画せんだいプラン2011」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ○UN Women 正式発足



仙台市市民局市民協働推進部男女共同参画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1

TEL : 022-214-6143 FAX : 022-214-6140

E-mail : sim004180@city.sendai.jp

<http://www.city.sendai.jp/manabu/danjo/danjo/index.html>